
平成22年 第5回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成22年6月21日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成22年6月21日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
5番 景 山 浩君	6番 杉 谷 早 苗君
7番 赤 井 廣 昇君	8番 青 砥 日出夫君
9番 細 田 元 教君	10番 井 田 章 雄君
11番 足 立 喜 義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 石 上 良 夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	—————	谷 口 秀 人君	書記	—————	伊 藤 真君
			書記	—————	本 田 秀 和君
			書記	—————	加 藤 潤君
			書記	—————	吉 持 美奈子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	—————	坂 本 昭 文君	副町長	—————	藤 友 裕 美君
教育長	—————	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	—————	田 中 耕 司君
総務課長	—————	森 岡 重 信君	財政室長	—————	唯 清 視君
企画政策課長	—————	長 尾 健 治君	地域振興統括専門員	—————	仲 田 憲 史君
税務課長	—————	分 倉 善 文君	町民生活課長	—————	加 藤 晃君
教育次長	—————	稲 田 豊君	病院事務部長	—————	陶 山 清 孝君
健康福祉課長	—————	前 田 和 子君	保健対策専門員	—————	櫃 田 明 美君
建設課長	—————	三 鴨 義 文君	上下水道課長	—————	頼 田 泰 史君
産業課長	—————	景 山 毅君	監査委員	—————	須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（石上 良夫君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

1 番、板井隆君、2 番、仲田司朗君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（石上 良夫君） 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

3番、雑賀敏之君の質問を許します。

3番、雑賀敏之君。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前9時01分休憩

午前9時01分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○議員（3番 雑賀 敏之君） おはようございます。3番、雑賀敏之です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、保育園のあり方について質問いたします。

県の事業、園庭芝生化コミュニティ促進事業により、保育園の芝生化が3月議会で予算計上され、6月議会でも増額補正されています。しかし、この園庭芝生化は保護者に対して何の事前説明もなく、また、議会でも詳しい説明がありませんでした。

ところが、5月19日、園庭芝生化の説明会をいきなり開催し、植えつけ作業、以後の管理を保護者にさせようとしております。当初から保護者の作業を想定し、保護者に事前説明もない芝生化計画は問題があるという声が上がっています。本来、保育園に子供を預けるのは、家庭での保育が困難で預けるのであって、それが条件でもあります。保育園の奉仕作業をするためではありません。また、町長は3月議会で、町立保育園の4園のうち2園を2年後に民営化を検討すると答弁されていますが、その後の状況についてもお聞きいたします。

具体的に次のことについて御質問いたします。1点目、保育園の芝生化の経緯と保護者の作業内容についてお聞きいたします。

2点目、芝生化説明会においてたくさんの質問や意見があったとのことではありますが、どのような内容かお聞きいたします。

3点目、保育園民営化のその後の状況についてお聞きいたします。

次に、環境対策における町の責任について質問いたします。

寺内集落と清水川集落との間に産業廃棄物中間処理施設が稼働しているようですが、どのようなものを処理する施設でしょうか。下流に水田等がある集落には説明がないと聞いております。施設の概要と町の考えを、次のことについてお聞きいたします。

1点目、どのようなものを処理する施設でしょうか。

2点目、町の責任と対応及び地元との同意はどうなっておりますでしょうか。

3点目、業者、町、地元との協定はありますか。

最後に、ナシの低温被害について、支援について、御質問いたします。

南部町の特産であるナシの被害が約2割と聞いております。町の支援を求め、次のことについて、お聞きいたします。

ナシの被害面積及び被害金額についてお聞きいたします。

以上、この場での質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 雑賀議員の御質問にお答えをしております。

最初に、保育園のあり方についてということでございます。

保育園の園庭の芝生化については、当初予算において予算化をいただいております。また、このたびの議会に追加の予算化をお願いしているところでございます。この事業は鳥取県安心子ども基金を使用して事業実施を行うもので、当初予算においては、園庭の一部のみ芝生化する計画でありました。4月から公立保育園の園庭芝生化に県の協働連携推進課が加わることになり、鳥取方式による園庭全面芝生化が事業実施の要件となったのであります。

4月中旬に県の説明会、実施園の視察に参加し、検討した結果、一部の芝生化では芝生化のメリットが少ないこと、植えつけ、管理における県、NPO法人の十分なサポートが望めず、良好な管理が難しくなることから、全面芝生化への取り組みへと方針を変更したところです。全面芝生化により面積も増加し、また、補助事業の趣旨において、地域コミュニティの醸成も目的としているところから、お子様の健やかな発育を促す保育環境の整備に保護者の皆様の御協力をいただきながら取り組みを進めていくことが必要となってまいりました。実施に当たり、芝生の植栽時期が限られていること。また、全面芝生化へと予定を変更したことにより、時間的な余裕が少なく、保護者の皆様に取り急ぎ事業の内容についてお知らせするという気持ちでしたが、すみれ保育園の保護者会総会において事前説明もせず、町内4園の園庭全面芝生化の事業のお話と、

植栽管理の協力についてのお願いについて、一方的で不十分な説明をしてしまい、保護者の皆様に不愉快な思いを抱かせ、御迷惑をおかけしてしまうこととなってしまいました。まことに申しわけなく、深くおわびをいたします。その後、4園の保護者会、役員会に御相談させていただいてから説明会を持たせていただきまして、皆様の御理解をちょうだいしたところでございます。

作業の内容については、7月上旬に、さくら保育園を除く各園でポット苗の移植、冬期間を除き週1回程度から2週間に1回程度の芝刈り機による芝刈りを皆様の御協力をいただきながら行っていきたいと考えています。なお、施肥、水やり、冬芝の種まきについては、NPO法人の指導を受けながら、業者、園の方で行ってまいります。

この園庭芝生化により、子供たちにとって野外活動の促進、情緒安定に効果があることのほか、照り返しの防止、砂じんの減少など、保育環境に良い影響があると望まれること。園児も自分が植栽にかかわることで、芝生が育っていく過程を通じ、情操面からも園児の成長にとって大きなメリットになるものと思っております。

説明会における質問、意見については次のようなものがございました。なぜ今まで保護者会へ相談がなかったのか。芝刈り作業は保護者のみとするのか。機械も扱ったことがないものは不安である。夏祭り、運動会ができるのか。芝の植栽の日程について早急に決定してほしい。保護者、町内へのPRを積極的に行い、機運を盛り上げていただきたい、などの質問、御意見をいただきました。それぞれにお答えし、保護者の皆様の御負担をなるべく少なくし進めていくよう関係者で話し合い、対応させていただいておりますので、ぜひとも保護者の皆様、そして地域の皆様の御協力をお願いするものでございます。

保育園の民営化のその後については、秦議員さんの御質問にお答えをしたとおりでございます。よろしく願いいたします。

次に、環境対策における町の責任を問うということでございます。

産業廃棄物の処理施設はどのようなものを処理する施設かという質問についてお答えをいたします。この事業所の名称は株式会社創環と申します。廃棄物となった木くず、瓦れき、コンクリートなどを破砕処理して、木チップ、路盤材などに再資源化することを目的とした中間処理施設であります。

処理量及び保管量については、木くずについては1日当たり180トンの処理能力があり、保管量は45立米。瓦れき類は1日当たり160トンの処理能力で、保管量166.6立米、コンクリートなどについては1日当たり48トンの処理能力、保管量が42.6立米の事業計画となっております。

2点目の町の責任と対応についてお答えします。産業廃棄物処理施設の許可については、法律に基づき県の権限で行われます。許可に当たっては、県条例で設置手続、適正化、紛争の予防、調整などについて、事業者と関係住民の合意形成を審査しており、これにより関係住民の理解が得られた上で、廃棄物処理法の許可を出すこととなっております。町としては、この県条例において、施設の設置に関する関係法令における必要手続の有無及び状況を回答しており、あわせてこの照会に対して、排水、放流先関係者の了解と近隣集落への説明会の開催が必要であると意見書を提出してきました。この後、条例に基づく縦覧終了後の関係住民などの県への意見書の提出はありませんでしたが、町としては、下流域に当たる三崎区への説明会の開催を要請してまいりました。三崎区役員の方が事業地において確認をされておられます。公害を未然に防止し、住民の皆様に住みよい環境を提供することは町の責務であります。今後については、事故や不法行為があった場合には県とともに対処し、協定を結んだ内容においても、監視を行ってまいります。

3点目の企業、町、地元との協定はあるかとのことですが、現在、三崎区役員の皆さんとともに協定書の案を策定中であり、現時点では協定は締結しておりません。協定書の案ができ次第、三崎区長とともに創環の方へ締結を申し入れたいというように思います。

次、ナシの低温被害による支援についてでございます。

初めに、南部町の果樹の状況について説明させていただきます。南部町の果樹の推進に当たっては、生産団体、個人みずからが立てた戦略に基づきまして、担い手の育成や優良品目、新品種への転換などの改革を進め、消費者の好みに合った新鮮でおいしい地産果実を安定的に供給できる産地を育成することを基本に取り組んでおります。重要な農産物であるナシ、カキ、イチジクの栽培について、営農従事者の高齢化が進んでいることから、後継者の育成、新規就農者の確保、支援、販売網の確保などを促進する必要があると考えています。

このような推進方針のもと、JA会見果実部と個人を合計した果樹の数値状況を申しますと、ナシは農家数21戸、栽培面積約20ヘクタール、生産量は約430トン、販売額約1億4,000万弱であります。カキは農家数94戸、栽培面積約33ヘクタール、生産量は約360トン、販売額は約8,200万円弱でございます。イチジクについては、農家数8戸、栽培面積は約0.6ヘクタール、生産量は約8,000キロ、販売額は450万円弱となっております。この数値は平成22年度の南部町水田農業推進協議会による水田農業ビジョンとチャレンジプラン支援事業のプラン実績値で集計したものでございます。特にナシ、カキの鳥取県内で占める南部町の生産量は、ナシが2%強、カキは16%強を占めております。このような状況において、本年3月下旬から4月中旬にかけて異常気象とも言える低温に見舞われました。この低温の影響でナシに

については交配不良、カキについては結果母枝の霜により例年になく着果不良となっております。町内ではJA会見果実部を中心に被害状況の確認が行われ、5月27日に大山選果場で行われた対策会議での確認状況から申しますと、ナシでは交配不良により例年どおり結花していない状況でございます。カキは一部のカキ園で霜の被害が確認されております。このような状況からナシ、カキの実どまり不良、規格外の品質低下により、収量の減少は間違いないものと確認しております。

質問のありました1点目の被害面積、被害金額についてですが、ナシの被害面積については20ヘクタール全域にわたって減収の見込みであります。割合で申しますと、被袋数で2割から3割ですが、製品にしたらさらに1割減になるのではないかと予期をしております。被害金額に換算しますと、3,000万から4,000万円減少になるのではないかと見込んでおります。

カキについてでございますが、一部のカキ園で霜の被害が確認されておまして、被害面積は40アールから50アール、金額は100万円強の減少になるのではないかとということでございます。

2点目の町の支援でございますが、基本的には県の事業で対応し、町独自の上乗せ助成で検討していきたいと考えております。具体的に申しますと、1点目は、県の果樹園緊急防除支援事業を活用していただくものです。これは、着果量減少に伴い、樹体内での栄養バランスが崩れ、徒長枝の発生助長、新葉の過繁茂による病害虫の発生及び樹勢低下が予想されることから、次年度の生産安定を図ることを目的とした追加防除を行う経費について支援するものでございます。県の6月補正で新規に盛り込まれた事業で、事業実施主体は農業者、生産組織、農業協同組合です。対象樹種はナシ、カキ、桃となっております。町内の被害状況が明確となり、被害場所、面積が確定した時点で町の上乗せ助成について、具体的に協議を行っていきたいと考えています。

2点目は、これも県の事業ですが、果樹など経営安定資金利子助成事業です。これは実どまり不良、品質低下に伴い出荷量の減少が見込まれるため、果樹など経営安定資金融資枠を300万から534万円に拡大し、農家の収入減などに対する経営支援を行うものであります。これは県だけが利子補給をすとも限らなくて、県は少なくともこういう利子補給をしますから町で上乗せしていただくのは歓迎ですと、こういう事業であります。基準金利は2.95%、県の利子補給3分の1、農業団体は3分の2になります。県の事業に町単独で上乗せ助成を行った実績として、平成21年度の原油の高騰に伴って、肥料価格が大幅に上昇しました。そのときは、国事業で、肥料・燃油高騰対応緊急対策支援事業が整備され、県もあわせて助成を行いました。それを受けて県内農業者の費用負担軽減につながる取り組みとして、県内では南部町のみが町単独助成

を行った実績があります。基幹産業である農業を守る対応として当然のことではありますが、今回のような異常気象や災害時においても、特に県事業と連動しながら支援策を検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 具体的に質問をさせていただきます。

今、まず最初に芝生化の問題ですけども、やはりこの芝生化をやっていくやり方について、非常に問題がある。やはりこれは役場の改修等についてでも同じようなことが言えると思いますけども、予算を組んだので問答無用とまでは言いませんけども、やるのが当然であるかのような言い方をされますと、やはり保育園に園児を預けている保護者としてはやらざるを得ないという感じになりますので、それについては町長もちょっと問題があったということで謝罪をされておりますので、それについてはいいんですが、そこで今回、補正予算が増額されております。その中で、当初の予算と確かに県の事業では全庭を芝生化しないと認めないということがうたってあります。それで増加したので補正を組んだということではありますが、その増加については補正予算の中に書いてありますけども、ちょっとその中身について、今回、前回の当初の予算では中身が園庭芝生化コミュニティ促進事業の予算でございますが、当初予算でございます。需用費30万6,000円、工事請負費136万5,000円、それから備品購入費71万4,000円、合計238万5,000円となっておりますが、今回補正を見ますと、ちょっと若干中身が違いうように思うんですが、それについてちょっと御説明お願いしたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほどの雑賀議員さんの御質問でございますが、事業費が違うといえますか、ちょっとどういう観点で聞かれたかわからないんですが、今回、予算の組み替えをお願いしております。増加した面積の分も含めてでございますけども、工事費、それから需用費、この部分について委託料という格好に変更させてもらってるといってございます。というのは、これが工事費のこういう格好で上げていきますと、個別の工事として出す格好になるわけでございますが、鳥取方式を進めるに当たりまして、NPO法人の方が一体的に工事を施工していくということになりますので、委託料の方に組み替えをさせていただいたものでございます。増加部分が面積のふえた部分と考えていただければ結構だと思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、増加分が面積のふえた分ということでございますということ

ですが、今回の補正予算で、ちょっと私初めてなんで、まんだ予算の見方が詳しくわかりませんので、御説明お願いしたいと思いますが、補正予算に10ページにこの需用費101万8,648円、それから工事請負費136万5,000円、この工事請負費については変動がないようですね。ということは、備品購入費も変動がないということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長です。先ほど申しました分にちょっと不足がございまして、増加した事業費の中に散水設備、スプリンクラーの設備が入ってませんので、この分が加わってるということでございます。工事費については、当初は園の場所の関係がありまして、すみれ保育園の整地部分はかなり大きい事業として入っておりましたけども、今回はその部分をちょっと構いませんので、園庭の中の方という格好で変えてありますから、その関係で事業の内容に若干の変動があるということでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ちょっと参考までにお聞きするんですが、その保育園の園庭の面積は今回の補正予算で組んである面積で、これが全面積でしょうか。さっき何か町民生活課長の答弁によりますと、一部やらないところがあるというようなことでした。ちょっとその辺、確認お願いできましたら、数字的な。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長です。園庭の面積でございますが、園庭の面積はもっと広うございます。といいますのは、周辺部分に遊具があったり、それから砂場があったりしますので、その部分を外した中の現在の動き回る面積というのが、今回の芝生化の対象面積となっておりますので、若干、面積が違っているということでございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ちょっと若干違うということでございますけれども、面積はわかりませんか。というのが、今回のコミュニティ事業やるには全面積が対象ということで変えたんだということですので、全面積を対象にするのが当然だと思いますが、それについてどうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 面積についてお答えいたします。

面積は全体面積はちょっと今つかんでおりませんが、今回実施する面積をお答えさせていただきます。すみれ保育園が735平米、つくし保育園が837平米、さくら保育園が320平米、

ひまわり保育園が613平米でございます。先ほど補助事業の要綱の中で園庭の全面芝生化が条件ということでございますが、これは芝生を植えれるところということでございますので、県の方も遊具のあったりとか、砂場があったり、それから周辺でほかの施設に使ってるところについては対象にしなくてもいいということになっておりますので、あくまで園庭の中心の子供が遊ぶ場所ということでございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、ここの補正で上がってる変更の面積が一応、芝生化の可能の面積ということで解釈してよろしいでしょうか。間違いないでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長です。そのとおりでございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今回の補正予算の中で、前回と違ってある予算で、予算の数字は聞くなということでございますけれども、やはり非常に関連がございますので、質問させていただきたいと思います。今回、委託料で400幾らでしたかいね、ちょっと私、数字、今……。一般会計補正予算書の11ページの民生費の中で保育園費で、委託料418万6,000円、園庭芝生化事業委託料となっておりますが、これの中身によって、非常に今度、保護者等の作業の内容が変わってくるように思うんですが、この内容についてはどのようなことが委託料の中に入っているのか、詳細に教えていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。委託料の中身でございますけれども、NPO法人の方に委託する内容といたしましては、最初の整地費、それから散水設備の設置費、それと全体の今後の指導、植えつけ関係の指導、それから苗代、それから肥料、それと冬になりますと芝生が今の分、1回枯れますので、冬の間を保つために、芝生の種まきというようなことが委託料の方として計上いたしております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） この委託料については、4園すべて合計ということですよ、もちろん。それで、この委託料なんですけど、整地料、それからかん水設備等については、1年、今年度でやればいいんですが、この芝生化をすれば半永久的に管理が必要となってくると思います。そこで、今後どれくらいのNPO法人に委託をして、どれくらいの費用がかかると、そういうこともやはり計算をしながら、NPO法人にも委託の今回、契約を結んでおられると思いますので、

それについてお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） まだ契約は結んでおりませんので、今、予算の見積もり段階でございますが、今後のかかってくる委託料といたしましては、指導料、結局、現在のその芝の状況を見ながら施肥をしていく格好になりますので、その施肥の関係の指導料と、そういうものの実経費ということになります。大体、年間で1園当たり10万程度と考えております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） まだNPO法人とは契約は結んでないということでございますけれども、いつごろされる予定。といいますのが、ここの日程の一覧表見ますと、一番早いのがひまわり保育園の7月3日、土曜日となっております。随時、すみれ保育園が7月8日、それからさくら保育園が7月8日、同じくですね。それからつくし保育園が7月10日、同じですね。この中で、さくら保育園だけが、ポット苗じゃなくして、ビッグロールというぐあいを書いてございますけれども、ポット苗とビッグロールとの違いについて、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。委託契約につきましては、今回の補正予算をいただかないと契約が結ばませんので、終わり次第に早急にこの日までに当然やっていくということでございます。

あと、ビッグロールとポット苗の違いということでしたが、さくら保育園は園庭面積、今回、芝生面積が320平米ということございまして、この芝はかなり強い芝でございますけれども、やはり生育が整うまでは若干の使用を控え目にしなくちゃいけないということでございます。園児数の割合に面積が少のうございますので、ここでポット苗を植えますと、なかなか成長がうまくいかないということございまして、ここだけは芝生のできたものを敷いていくという格好になります。そのための違いでございます。ビッグロールというのは完成した芝をロール状にしてありまして、それを機械で敷いていくという方法になります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 鳥取方式というのは、基本的にポット苗が基本だというぐあいに聞いております。それでポット苗と、それから今のさくら保育園のビッグロール方式について、単価的なものはそんなに変わらないのか、それと、後の管理ですね、管理がどのように変わるのか。やはり専門的になるのか、簡単にできるのかということと、それとあと保護者とそれからいろんな、町長の答弁で地域の方にも協力を願っていくんだということございました。その辺に

については、もう7月3日というぐあいに迫っておりますけども、保護者の今後の作業内容、年間を通してどれくらいの頻度であるのか、どのような作業内容を具体的に想定されているのか、お聞きいたします。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。まず、何点かありましたが、値段ということでございました。これはポット苗は1つが約20円でございます。これを1平米当たり4個植えることとございますので、例えばさくら保育園、ビッグロールいたしますさくら保育園は320平米ありますと、この掛ける4倍、1,280株植えますから、これの20円ということで、約3万円ほどの苗代ということでございます。対しまして、ビッグロールの方はこれだけの面積植えますと、100万近い金額になります。それだけ単価が違うということでございます。鳥取方式の方は、これはあくまで基本的には皆さんが参加ということでございますので、ポット苗を推奨していただくわけですが、これに限ったものではなくて、状況によって、今のよに面積の割に使う人が多いところについては早期にする必要がありますので、こういうビッグロールの方式をとるということでございますので、これはその場その場で対応していくという方式でございます。

管理方法ですが、これによって変わるかということでございますが、ビッグロールはもう芝ができてしまいますので、すぐ今度は芝刈りが始まってくるということになります。

それから、ポット苗の方につきましては、芝生がある程度、生育していくまでは芝刈り作業は発生しないということでございます。約3カ月で全面芝生化の予定でございますので、2カ月を過ぎたころからポット苗の方は芝刈り作業が入ってくると考えていただければ結構だと思います。

それから作業頻度ということでございますが、芝刈りは町長が答弁で申しましたように、夏場の場合、最盛期ですね、これは1週間に1回ぐらい。それから冬場になりますと、2週間から1回ぐらい。当然、真冬は刈りませんので、5月から10月ぐらいまでが、その芝刈りが入ってくるということでございます。保護者会さんの方に今、協力をお願いしています、地域の方にもお願いしておりますが、これについては今、保護者会さんの方には説明会等をお願いいたしました。それから文書を配ったり、そういう格好でお願いしているところでございます。また、地域の方につきましては、今、SANチャンネルでお願いする予定にしておりますし、それから地域振興協議会の方にも代表の方にぜひともお願いいたしますという格好で今、文書依頼をさせていただいているというところでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 保護者会に説明をして、順次進めていくということでございますが、この芝生化の作業内容のものを見ますと、当初はやはり町長が答弁で言われましたように、非常に唐突であったということが非常に批判があったというぐあいに、私も聞いております。直接聞いております。それで、今回質問したんですけども、この芝を植えてから、施肥作業、それから移植直後に施肥、その2カ月後は2週間間隔、それ以降は月1回の施肥作業もあるということです。これについては、どのような格好で、今、地域振興協議会等々という話も出ましたが、私は町内の仕事をいろいろお世話するという格好からすれば、今、シルバーさんが非常に仕事がなくなってきて、なかなか仕事がないというようなことも聞いております。うちも、松の剪定とか等については、もう10年ぐらいシルバーさんにお願いをしてやっております。それでそういうような話も話の中で出るわけです。やはり地域振興協議会の、やはり地域の皆さんの少しでも役に立てるような施策があれば、私はシルバーさんにこういう園庭の、やはりシルバーさんはやっぱりそれなりに熟練された方もいろんな形でおられると思います。やはり保護者とかたまに頻度はわかりませんが、保護者会でやるとすれば、先ほどの町長の答弁にもありました、機械なんか使ったことがないので不安だということもあります、現実。それで施肥にしても、実際じゃどれくらい施肥やったらいいんだろうとか、それと芝刈りもこんな芝刈りの状況でいいだろうかという不安があると思います。商売ではないですので、そんなにきちんとした規則とかなんとかありませんので、別にそれはいいかもしれませんが、やはり町内の、シルバーさんですから高齢者の作業とか仕事を手助けするという形であれば、シルバーも一案ではないかというぐあいに思っております。

それと、先ほど鳥取のNPO法人グリーンスポーツ鳥取、代表者はニール・スミスさんという人だそうでございますけども、この鳥取県の保育所、幼稚園の園庭の芝生の植えつけ作業の資料によりますと、対象は幼稚園、保育所でということでございますが、予算の問題なんですけど、平成22年の取り組みで、これは先ほど町長、安心こども基金を活用してということでございましたが、これによりますと補助額が定額ということになっておるようですし、それと鳥取方式の芝生化促進事業、これは協働連携推進課の分によりますと、今回20カ所分を計上、補助額は1カ所当たり上限が100万ということになっておりますが、これちょっと私、今はっきり、どちらをどのように今回使われたのか、御説明願いたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほど、施肥の関係がちょっと御質問にあったと思いますが、施肥につきましては、これはやはり専門的にやっていく必要がござ

いますので、特に最初の段階はそうでございます。後についてもですが、ことし委託料の中にこの施肥の分も含めております。これは業者の方が生育状況見ながらやっていくということございまして、これはこちらでする作業に考えておりません。

それから、シルバーの活用ということがございましたが、たしかこれについても御意見が出ました。保育園の方からもシルバーさんを使ったらどうかという話もありましたが、やはりこれは皆さんで子供さんの保育環境を一緒につくっていただくというのが趣旨でございますので、そのあたり、その関係からぜひとも皆さん御協力をいただきたいとお願いしたところでございます。

それから、次に、予算の関係がございました。先ほど安心こども基金を使うと、上限が定額で100万じゃないかという質問だったと思いますが、これは協働連携推進課の方は本来、私立保育園、幼稚園を対象にしております。ここで100万の予算制限がかかっておりますが、今回、当初は子育て支援総室の方でやっておった関係でございまして、これについては公立については予算制限が、当初は100万という話もありましたが、今回については、予算を撤廃すると、その上限を外すということでいただいておりますので、これについては問題なくクリアできてると思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私が持っている資料によりますと、その上限を撤廃するというようなのはないんですが、それはいつの時点でしょうか。私が持っているのは先ほど申しましたように、補助額は定額であるというのを、これは一番新しい6月の10日に資料提供ということになっておりますが、これについては今、先ほど町民生活課長は上限は撤廃すると、もらっているんで、上限は関係ないんだということでございますが、定額ということになるとやはりどんな定額かわかりませんが、1平米当たりの定額なのか、1園当たりの定額なのか、1町当たりの定額なのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。ちょっと撤廃という表現が悪かったかもしれませんが、100万の上限ということをお私達も当初から聞いておりました。4月のときに県の方から説明があったときに全面芝生化をしなさいという、全面芝生化が条件ですよという話になったときに、予算的にもうそれが足りないという場合があったときどうするかという話を聞きましたら、これは予算についてはとりあえず100万とはしてるんだけど、これを超えても県は対応していくということをお願いしておりますので、そういうもとの話でございます。要綱等載ってるわけではございません。以上です。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私が聞いておりますのは、先ほど町民生活課長が言われるのは、協働連携推進課で100万、上限100万、それで先ほどこの事業じゃなくして、安心こども基金を活用するというような説明だったと思いますけども、その辺の関連はどうなんですか。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 協働連携推進課の関係は、これは今後、22年度にこの芝生化予算を執行、取得に当たって、県の方が今まで子育て支援総室の方がやっていたんですけども、協働連携推進課もあわせて、一緒になって取り組んでいくということになったものでございます。ですから、この協働連携推進課の事業予算を使うという話ではなくて、取り組みは県の方は2つの課が一緒になって鳥取方式を22年度は進めていくということになりましたので、その関係で、こういう予算的に協働連携推進課入ってきますので、今の鳥取方式の方が進めていくことになりましたから、皆さんと一緒にやっていくということとか、それから芝生の全面化とか、そういう条件が入ってきたということがございます。県の方の最初の事業は、安心こども基金をあくまでこれは使っている事業でございますので、地域子育て創生事業という中で、安心こども基金を使って、その中で定めてあるものでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 余りこのことで時間を使ってもなんですが、ここに規定にはないということですが、この私、ひっかかるのは補助額が定額というところに非常にひっかかるんですが、定額というのは金額が決まったというぐあいに私は解釈するんですが、例えば先ほども言いましたように、1平米当たり100円とか200円とか、そういうような解釈するんですが、今の町民生活課長の説明では推進課と支援室が共同でやるんで、その上限100万円はなくなると。それはそれでいいとします、100万円。それで、ちょっと100万円で、じゃ、一体この4園化をするのに合計、今回幾らの予算が要るのか、4園合計で。上限100万円は撤廃ということなんで、全額、県の補助なんでいいんですが、ちょっと私も勉強のためにお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。補正前の額が238万5,000、今回、補正をお願いしておりますのが264万5,000円でございますので、合計503万円でございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） まだ質問したい事項はたくさんありますけども、最終的に私、申し上げておきますけども、保育園の芝生化を反対ということで質問してるじゃなくして、やはりこの質問してるのは、やはり何事、予算を組んだんでやればよいというものじゃなくして、やはり予算を組む前、組んでからでも結構なんですけども、やはり十分なやっぱり地域全体を取り囲んでやると、さっきも言われました、地域全体を取り囲んでやる、やっていただきたいということであれば、まず、いろんな面で説明会を、3月議会で通ってますのであれからも1カ月以上も、5月の19日ですので説明会があったのが、約2カ月、2カ月もないんです、1カ月半ぐらいですかね、ありました。その間にやはり十分説明をして保護者なり、それから地域の住民の協力を得るならば、十分説明をしてから予算執行するなり、いろんなことを協力を求めるのが当然である。もちろんそれが町の仕事であるというぐあいに考えますので、こういう質問をさせていただきました。今後とも、やはり私ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、問答無用じゃなくして、予算組んで金を出すからやりなさいというようなやり方じゃなくして、十分、住民なり、保護者の合意を得てからお願いしたいというぐあいに思います。

次に、保育園の民営化でございますが、町長の答弁で先般、先日、秦議員に答弁したんでそのとおりということでございますが、ちょっと簡単に秦議員さんの答弁に財政的にはそんなに今の民営化にしてもメリットはないんだという、私の質問にも、今回の質問にもそう答えておられます。そこで、まず財政じゃないんですが、それともう一つサービスの迅速化とニーズにこたえられるには民営化がいいんだというようなことも言っておられます。それで、3月にも御質問したんですが、サービスの迅速とニーズになぜ、町立でこたえられないのか、非常に私は疑問に思うんですが、その点について町長、もう一度、再度、御答弁お願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。秦議員にもお答えしたとおりでございますけれども、いわゆる町で行っておりますさまざまな施策というものを変更すると、あるいは新規にでも何かやるというようなときには、大体、条例改正というようなことになっております。条例改正というと、一応、議会の議決をいただくといけんということであります。もちろん、条例改正をしたからすぐどうのこうのではなくて、周知期間というようなことも必要になってまいります。要は大きな組織でありますから、いいつもりで進めることにも相当時間はかかる、手続が結構かかるというようなことからそのように申し上げました。

それから、サービスについては民間、社会福祉法人などがこれを受けていただくならば、今の保育園の保護者からのアンケートなどでございますさまざまな新規な保育需要というものがあり

ます。そういうことにきめ細かく、素早く対応できるのではないかと。一般的には保育園の委託をしたところはそういうことを理由にいたしております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、サービスの迅速化とニーズにこたえるのも町ではやれないというような、民間法人とかそういうものだったらやれるということについては、非常に疑問に思うところですので、そのことについてはまだ現実民営化が始まったわけでもありませんので、今後また、いろんな場で検討していけたらというぐあいに思っております。

それと、非正規職員を正規職員に雇用した場合の人件費の増額分について、やはり民間委託をするからにはいろんな方面から検討をされていると思います。そうしないと、財政面、それからサービス面、いろんな方から検討されていると思いますので、ここでは人件費のことなんで、通告がないんでということがあるかもしれませんけれども、やはりその検討していくからにはいろんな方面から検討しないと、やはりこれはこれ、これはこれでじゃなくして、必要があると思いますが、その点についてはまだ検討、どれくらいあるのか検討はされておられませんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。私が言っております民営化というのは、現在、雇用している職員さんを、そのまま引き続いて継続して働いていただきたいということを前提にしておりますから、その部分で民営化になったために賃金が大幅に下がったり、そういうことにはならないわけでありまして。したがって、財政的にすぐメリットが出るというようなことにはならんということを申し上げているわけでありまして。したがって、検討といいましても、財政の方については、特に秦議員にもお答えいたしましたように、特に大きなメリットがあるというようなことではないということをお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） もう1点、23年の3月31日で現在の非正規職員の方の25名の任期が切れるんで、条例の変更も視野に入れてるというような答弁だったと思います。それで、この条例の変更はそういうぐあいにできるのであれば、私の答弁に民営化をしないと今の非正規職員の方の雇用がなくなる可能性がある。雇用が最重点なので、そういうようなことを考えたということですので、条例の変更ができれば条例を変更して。私は、やはり正規職員は正規職員で雇用すべきというぐあいにこないとも言っておりますけれども、この条例の変更については可能なかどうか、どのような、いつでもできるんだったら、そのときに応じていい条例でしたら改革されれば非常に結構だと思いますし、当面の非正規職員の方が任期が切れるようであれば、そ

のような条例の改正もやぶさかではないというぐあいに考えます。それについてはどうでしょうか、町長。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 条例の変更という言葉を使いました。条例の変更ができればそれを振りかえておけば、雇用はずっと継続するのではないかという趣旨の御質問だということに思うわけですけど、条例の前に法律があるわけです。地方公務員法、あるいは地方自治法、そういう法律の規定に本当は抵触するわけです。臨時職員は6カ月を2回というようなことが法律で決まっておりますね。これを現実の実態にできるだけ即して拡大解釈というようなことをしながら、非常勤の特別職というような扱いですね。そういうような扱いにしながら、常勤の特別職ですね。そういうことにしながら、条例をつくっております。その条例の運用において、施設の統廃合とか、あるいは制度が管理運営事項に係る大きな変更の場合には、若干延長でもできるというようなことができはしないかという思いで、金曜日、答弁をさせていただきました。それができないということなら、これはそのときにも申し上げましたように、早目からもう計画的にやめていただいでせんといけんということでございます。これは議会との御相談になろうということに思っておりますけれども、そういう作業が予定されておると、残っておるというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 済みません。時間が相当経過いたしましたので、あとの質問ができなくなりますので。私は、やはり3月議会でも申し上げましたように、町立保育園の存続と園庭芝生化後の管理については、やはり町が責任を持つべきであるということを書いて、次に進みたいと思います。

それと、十分、関係機関との協議をお願いしたいというぐあいに思います。

次に、環境対策における町の責任についてでございますが、るたくさん質問したいことがあったんですが、ちょっと時間がなくなりましたので、要点だけ質問させていただきます。

中身については、木なり瓦れきなりなんで中間施設なんですけど、私が一番心配、町民の方から御相談がありましたのは、当初は中間施設ができることから、中間処理施設の規定でいえば200メートル以内ということでございまして、当初、そこから外れる集落には何の説明もなしに進んでるが、どうも考えてみると農地もあるんだと、やはり農地というのは、最終的に米の生産をして人の口に入るものであるから非常に心配があるということで、じゃあ、200メートル以内という関係住民、関係地域というのは、どのようなところまで入るのか、どういう考えを持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長です。先ほど、雑賀議員さんの方が200メートル以内ということで、そこに入らない集落についての説明がなされていなかったという話だったと思いますが、寺内集落がこの該当になるわけでございますけども、その寺内集落の説明会のときに、清水川、それから三崎の方にも出られる方は出てくださいという格好で声をかけさせていただいているということでございます。実際には清水川の方は参加はございませんでして、三崎の方からは区長さんが参加されたということでございました。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 集落の方に出てきてくださいという格好では、やはりなかなか出づらいという面があるかと思えます。やはりその関係集落に入って説明をして、最終的に農地等があるんで非常に心配をされて私の方に、これはどうなってるんだろうかということで、やはり今は、私、当初相談を受けたときに町民生活課に相談に行きましたら、許可は県がするので町は直接関係ない、ちょっと言葉が違うかもしれませんが、関係ないんだというような説明を受けたんで、私が非常にそれについては疑問を持ちまして、県に行きまして、県はどういう説明をしてるんだと、町に対して、意見書とかなんとかそういうものが要るんじゃないかということを見ましたら、確かに町の意見書等が必要であるんで、町の方からは問題がないという回答を得てるんで、県としては許可をしておりますという回答でございました。それで、地元との同意は町としては得てるんで、そういうぐあいにやってるということでございました。やはり、一番問題なりますのは今後のことですよね。やはり当初は木くずとかそれから瓦れきとか、コンクリ、そんなないかもしれませんが、瓦れき等については持って帰ったら、何が入ってるかわからないと思えます。実際には、やはりそういうものが雨水等で流れて下流の水田等に入った場合に対しての、そのいろんな調査方法があると思えます、雨水とかそういうものの。そういうものについて、どのようなことを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 先ほどの雑賀議員さんの御質問でございますが、県の方にさっきのことがありましたので、町の方といたしましても、関係集落への再度説明が必要と、説明会が必要という格好で述べさせていただいております。それに伴いまして、いろいろ話をさせていただいて、現在、その現地を見られたり、それから今の協定書を締結するという方向でやっていくということでございます。

雨水の関係でございますが、これは通常、場内関係の雨水だけでございます。場内には確かに

コンクリートの関係、その関係については屋外堆積でございますので、場内の雨水はありますが、そこを一応、沈殿池、沈砂池を通しまして、排水として出ていくと。ただこれは雨のときだけという格好になりますが、これについては水質検査をやっていって農業用水として適切な水準を守っているかということを確認していきたくて考えております。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） その監視をしていくということでございますが、十分監視をして、やはり町民が不安がないような対策をとっていただきたいというぐあいに思います。

次に進みます。あ、それともう1点ですね、協定は近々にその案がまとまれば業者、町、地元との協定を結ぶということですが、それは、そういうふうに確認してよろしいでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。そのとおりでございます。

○議長（石上 良夫君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 時間が……。最後にナシの低温被害でございますけども、町長から詳細な説明を受けまして、私より非常に詳しく説明を受けましたんですが、やはりやっぱり根本は町長も言われましたように、ナシ、カキは、いつも特産物ということで言っておられますので、やはり私がちょっと調べた金額とはちょっと違うんですが、ナシの販売金額が21年度で1億2,000万ということでございます。単純に計算すれば1億2,000万の約2割と。町長の話ではまだそれ以上にもう1割アップするんじゃないかということで、計算、町長の答弁を入れれば3割の金額が……。

○議長（石上 良夫君） 時間が来ましたので、まとめてください。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3,600万ということになりますので、ぜひとも町の十分な支援をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上で3番、雑賀敏之君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をいたします。再開は10時30分とします。

午前10時10分休憩

午前10時30分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

引き続いて、7番、赤井廣昇君の質問を許します。

7 番、赤井廣昇君。

○議員（7 番 赤井 廣昇君） 7 番の赤井でございます。よろしくお願いいたします。議長より許可いただきましたので、通告によりまして 2 点の質問をさせていただきます。

1 つは、住民自治基本条例の制定について、もう 1 点は西伯病院問題についてと、この 2 点について 3 月議会に続いた形で質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1 番目の住民自治基本条例の制定についてでございます。

これまでは、行政に依存し、必要なことは要求し、つまらないことをやった場合には批判する形で行政と向き合い、行政がちゃんとやればこの地域はうまく治まっていくという理屈だった。しかし、今は行政だけで地域社会の幸せを実現するのではないということが周知され、わかってまいりました。そして、地方分権と住民主権を推進する中、新しい自治体のあるべき姿として、情報公開により、町づくりに関する情報共有の情報公開、また、町の仕事の企画立案、実施及び評価、それぞれの過程、内容、効果や手続を町民に明らかにし、わかりやすく説明する説明責任、さらには町民の参加を保障するなど町民の権利と責任を明らかにし、しかるべく自治の実現を図ることを目的とする町づくりの基本条例、すなわち自治基本条例の制定が推進されております。平成 22 年 3 月 31 日現在で 182 自治体、合併前の自治体において制定された自治体が 15 自治体、トータルで 197 団体と聞いております。

一般的に自治基本条例は、地域課題への対応や町づくりをだれが、どんな役割を担い、どのような方法で決めていくかとか、住民参加や住民投票など自治を定め推進する肝要な条例であります。3 月議会でも質問しておりますが、夢ある将来の町づくりに最優先の課題で不可欠と考え、あえて引き続き質問させていただきます。

そこで、開かれた民主的町政のため、また、地域振興協議会設置条例を生かすためのほかに自治基本条例は不可欠と思うが、町長の御所見をお伺いいたします。

2 番目、きょう、この町づくり条例に関する多くのメディア報道や、周辺市町村等の状況を見ても、決して時期尚早とは言えない現状にあり、全国的な機運の醸成を感じます。もともと、これを制定の他市町村の例を見ても、条例施行までに紆余曲折や条例制定等に相当の時間が要ると思います。町の自立が今求められており、町民のやる気や元気になる町条例の制定が必要なことは論をまつまでもありません。調査研究のため、果敢な早期プロジェクトを立ち上げ、推進等積極果敢な取り組みが大事で、肝要と思います。

今こそ、当町も条例制定に向け、積極的な取り組みが必要と思うが、町長の御所見をお伺い

たします。

3番目といたしまして、また、策定のやり方、あり方等に正鵠を誤ると本来の自治基本条例の趣旨にそごすることにもなりかねず、懸念をいたします。町長の御所見をお伺いいたします。

2番目の西伯病院問題でございますが、町長は、新年度当初予算で一般会計から病院会計にことし限りの措置とする町持ち出しの2億3,800万円の繰り出し予算を提案し、議会は承認をいたしました。そして、平成22年3月5日の西伯病院会計経営改善計画説明書によりますと、ことし、平成22年度末には約490万円の黒字の収支を見込んでおられます。経営改善計画にあるように、病院事業管理者を初め、医師、看護師等々、関係職員一丸となり病院の信頼回復と財政再建必達に尽瘁いただきたいと思ひます。御承知のように、合併前の住民説明会で町長は、一般会計から病院会計への繰り出しはしないと明言されております。

そこでお尋ねいたします。県の交付金要綱で病院建設の起債、償還金利息の2分の1を県が町を通して交付、そして町は残りの2分の1の利息分を原則病院会計に繰り出すものとなっております。当町は、財政逼迫する中で構造的な繰り出しが困難と、交付せず、病院の経営努力にゆだねた経緯でございます。要綱明示のあるべき交付金は本来、町が誠実に定めに従い、履行し交付することは言うまでもないところであります。議会がどうであれ、病院会計の繰り出しはしないと約束がほごにされた事実は紛れもないものでございます。

おこがましくは存じますが、過ちては改むるにはばかりのことなかれということがあります。過失を犯すことは仕方がない。それを自覚して改めようとしなないのが真の過ちである。面目にこだわって改めることをためらってはならないと教えております。議会が承認したからそれでよいというような驕慢になってはなりません。

まず、町長は、町民に説明責任を果たし、謙虚に真摯に陳謝されなければならないと思ひます。その上で病院に惜しめない渾身の経営努力の経営改善の努力を頼み、町民が期待、納得できるような改善を図ることが待たれるところでございます。町民の安心安全な医療の拠点として信頼され、地域に密着した医療サービスの提供できることになれば、町民は一般会計から繰り出す支援予算にクレームもなく今後のしかるべき財政措置も御理解いただけると考えます。そのとき議会の俎上で審議し、時宜を出せばよいと思ひます。町長の御所見をお伺いいたします。また、事業管理者の決意等についてもお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井議員の御質問にお答えします。

自治基本条例の制定について所見を問うということでございます。

自治基本条例が定める中身は町づくりの方向性、住民の権利、責務、首長の義務、責務、協働の仕組みなど、条例を制定する自治体によってさまざまでございますけれども、一般的には地域課題への対応や町づくりについて、だれがどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかということについて、自治体の仕組みの基本ルールを定めたものであると言えます。しかしながら、法律というものはその性格によっては象徴的なものに終わってしかねないものもあり、制定に当たってはその必要性の明確化と実行するための施策の構築が必要となります。すなわち、条例を制定することが目的であってはならないと考えております。

ことしの3月議会で答弁しましたとおり、自治基本条例の制定は、地域振興協議会を基盤とする住民自治の推進状況と条例制定を求める町全体における機運の醸成を待ち、取り組みたいと考えております。

御質問いただきました民主的町政に不可欠な条例制定、そのためのプロジェクトの立ち上げ、策定の方法などにつきましても、現在推進しております地域振興協議会を中心とする地域自治の運営状況と連携しながら進行すべきものと考えます。とりわけ、民主的町政の推進については、まさしく振興協議会が担う地域住民自身による地域住民のための取り組みがそれに当たるものと考えております。そして、そのことが、ひいては自治基本条例制定の意義と同様の成果をもたらすものと考えております。

また、周辺市町村などの状況を見ても、決して時期尚早と言えないという御質問でございますけれども、鳥取県内市町村見ますと、平成22年3月31日時点において、自治基本条例に該当する条例を制定した市町村は鳥取市、北栄町、日吉津村であります。これらの市町村では全町、あるいは全市から選出された検討委員によるプロジェクトにより、条例の制定作業を進められたようであります。

一方、南部町におきましては地域を基盤とした自治組織である地域振興協議会からより広範な意見や思いを集約し、行政施策に生かすなどの取り組みを行っていると考えております。振興協議会の理念と取り組みは自治基本条例の趣旨と同様、町民の皆さんの自治意識を高め、協働の町づくりを行っていくためのものでありまして、さらに申し上げれば、自治基本条例の理念を具体的に行動のレベルまで発展させたものであると認識をいたしております。このことから今後も町としては、地域振興協議会の取り組みを支援する中で、自治基本条例について機運を注視してまいりたいと、このように考えております。

西伯病院については、これは病院事業管理者の方から答弁をいたしますので、よろしくお願

します。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 赤井議員の御質問にお答えしてまいります。西伯病院の事業管理者でございます。

この件につきましては、既に植田議員の質問に対しまして町長が答弁している事項でございますので多くを申しませんが、鳥取県自治体病院補助金交付金事務におきまして、議員がおっしゃられるような作為の要請といえますか、事実等は断じてございません。

これまでも御説明してきましたとおり、去る3月議会で民生常任委員会を通じ、十分な御審議をいただいている事項でございます。それから3カ月、突然のなんぶ民報による、県にも町民にもうそを言ったことについてという新聞折り込みにございまして、非常に残念な思いでいっぱいでございます。

西伯病院は医療という現場で患者様の命を預かっておりまして、患者様との信頼関係がまさに生命線でございます。したがって、いわれのない事項で患者様の信頼を失うわけにはまいりません。この事態に事務職員には患者様からこの件で問い合わせ等あれば、きちんと笑顔で御説明を申し上げる。もし、御理解がいただかなければ、私が御説明申し上げると言っております。

私ども、病院職員は医療にかかわる230人の専門家集団でございます。その誇りを胸に、医療を通じて南部町にお住まいの皆様方がこの町に住んでいて本当によかった、安心だと、そう言っていただけますような最善の努力を惜しまない所存でございます。どうぞ、議員さんにも、また町民の皆さんにも、一連の補助金事務に関しまして県にも町民の皆様にもうそをついたことはないことを改めて申し上げまして私の答弁といたします。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 赤井です。早速御答弁いただきましたので、その御答弁によりまして、2次質問させていただきます。

先ほど、町長も病院管理者も御説明いただいたんですが、まず、質問の順によりまして、1番目の住民自治基本条例の制定に関する質問をいたします。先ほど、町長が壇上での御答弁いただいた中に、自治基本条例の制定については、町民から自然にわき上がる声や動きが大きくなれば一緒に取り組みたいと、3月議会と同じ御答弁をいただきました。しかしながら、振興協議会は立ち上げのときからして住民主体とは言えず、行政からの要請を受けて始まったものであります。また、不参加の集落や個人的に振興協議会から抜けられている方もございます。このような中で協議会を基盤にした議論をするのは間違いだと思います。基本的に基本条例の制定についての協

議というものは、住民、町民がひとしく参画して取り組めるものであって、地域振興協議会が町長が言われましたような形で立ち上げからの声が出たりとか、いろんなことがあれば、それに従って考えてみればいいとおっしゃったんですけど、そのことの方への考え方は大変に私には理解はできませんし、本来の振興協議会の条例の中の方にもそういうことをうたってもございません。ですから、本来の自治基本条例の考えからすれば、私、町長に改めてこれはこういう地域振興協議会で果たしてそういう声が上がったからそれでいいかというような問題でないと思いますが、町長、改めてこの件についてお答えをお願いしたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほども申し上げておりますように、自治基本条例のその結果、住民自治がこのような形で実践をされているというような姿が今の振興協議会の活動にあるんだという気持ちであります。ですから、南部町においては振興協議会という住民自治が実際に地域で動く組織というものをつくったわけですが、本当は赤井議員の御発言でいえば、自治基本条例をつくって、それを具体的に実践をする機関として振興協議会ができればもっとよかったかもわかりませんね。ですけど、自治基本条例がなければ振興協議会はできんというものでもないというように思います。ですから、今ある振興協議会というものを大切に考えて進めればいいのかではないかと。

先ほど赤井議員も質問の中で、振興協を生かすためにも必要だということをおっしゃいましたので、これは鶏が先か卵が先かの議論のようなもので、どこまで行っても不毛な論ではないかというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。若干の考え方が私とは違いますので、町長に絶対こうじゃないかということは私は申しません。解釈によっては大分の差がございます。私、しかし、現実的にこういう取り扱いするときは行政の方は本来、ちゃんとした規範といいますか、規則だとか条例いろいろ、あるいは憲法等がございますから、それに準じた取り扱いをしていくのは当然のことでございますから、もっと謙虚といいますか、前向きな形で原則的に取り扱いしていく姿勢を欠かしてはだめだろうと私は思います。

それで、ちょっとお尋ねしますが、3月議会で町長の答弁の中で、地域振興協議会は住民が地域で主権を行使するという理念で基盤づくりを目指すとして述べておられます。もともと南部町の主権者は町民のはずであり、自治体の主権者としての権利と責任を明記することこそが基本条例であります。もし振興協議会においてのみ住民が主権者として機能するとしたら、不参加の住民や

集落というものはどういうぐあいになるだろうかと思います。特に今、私、痛切に思いますのが、御承知のように地域振興協議会の中で位置づけられております防災コーディネーターというものがございまして。この防災コーディネーターは地域振興協議会の中に位置づけられるということになりますと、本来行政が行うべき防災関係、こういうことを考えてみますと、町民が憲法に保障される権利とか、そういうものが守られておるんだらうかと、町の扱いはこういう形で地域振興協議会の中で防災コーディネーターを設置するということは、果たしてこれが法令等に違反しないものだろうかと、私、疑念に思うところでございます。

ちなみにこれは、一々読み上げてあれすればいいんですけど、憲法の中身見ますと、憲法の11条の中の基本的人権、それから12条、自由及び権利の保持義務と公共福祉性、13条の個人の尊重と公共の福祉がございまして。大変恐縮でございまして。また、14条の方にも平等原則があります。そして、自治法の中にも、こういう自治法の10条の中に住民の権利がうたわれているわけですが、そういうことを思うとき、今の振興区のあり方というより、防災コーディネーターさんのあり方というのには、大変に疑念があるわけですが、その辺についてお尋ねをしたいと思います。まず、私が読み上げますと時間がかかるもので、えらい大変恐縮でございまして、企画政策課長はお手元に恐らく条例だとか憲法、あるいは自治法等はそろえておられませんか。

じゃ、時間がありませんので、これを全部読み上げるわけになりませんので、それについて町長、お考えどうでございましてか、そういうものに抵触するようなおそれはないんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。防災コーディネーターを振興協議会に配置をしておることが憲法違反になりはしないかということですが、私はそのように考えておりません。御案内のように、このたびの国の経済雇用対策、緊急対策の中で町の直接雇用ではないものに対して支援をするということで、振興協の方での防災コーディネーターという雇用というものをお願いしたわけですが、それから、防災というようなことは、これは町の行政だけでできることではありません。よく御存じだと思いますけれども。したがって、地域住民の中で自主防災組織の構築だとか、さまざまな防災に関する仕事を、住民みずからがやっていただくというようなことは決して、公平取り扱いとかいうようなこととは意味が違うというように私は理解をいたしております。

それと、振興協が深くかかわっておりますし、私は論点をもうちょっと整理するために、議会の基本条例の10条の規定によりまして、ちょっと赤井議員に御質問してみたいと思うわけです。

けれども、議長さん、許可いただきたいと思いますけれども。

○議長（石上 良夫君） 基本条例の中のことでですか、大体。

○町長（坂本 昭文君） はい。

○議長（石上 良夫君） コーディネーター等。

○町長（坂本 昭文君） 防災コーディネーターではないわけですがけれども、この自治基本条例についての論点をちょっと明らかにしておきたいというように。

○議長（石上 良夫君） それでは、議会基本条例10条によります論点を深めるため、町長の質問権を許します。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。一般的に自治体としての基本理念、それから組織の運営、活動の基本原則、それから自治体と住民との関係などについて定める条例が自治基本条例ではないかというように私は理解しております。時に自治体の憲法と称されることもあるというように伺うわけですがけれども、しかしながら現段階において、どのような事項が指定されていなければならないのか、どのような自治基本条例が適切であるかといった点が、これは明確になっていないというように思っております。

赤井議員の御質問による自治基本条例というのは、どのような類型に属する基本条例をつくれと言っておられるのか。理念型なのか、あるいは行政の基本指針型なのか、あるいは住民自治型なのか、いろんな型があると思いますけれども、そこをまず明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） この分は質問の時間の方に積算されるものですか。

○議長（石上 良夫君） いや、されません。

○議員（7番 赤井 廣昇君） されないですね。はい、わかりました。

そうしますと、ちょっと町長の方にお答えしてみます。私は、基本的には住民主体型の自治基本条例が絶対不可欠だろうと思えます。ちょっと文章がございますので、御紹介してみたいと思えます。

全国で自治基本条例が制定されている背景、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、中央集権型社会から地方分権型社会へと変革が進み、地方自治体の権限が拡大すると同時に、より自主的、自立的な自治体運営が必要となってきております。一方、少子高齢化などにより、自治体の政策課題が増大する傾向があるのに対し、自治体の財源や人的資源には限りがあることから、

それらへの対応が課題となっております。地域には自治会やNPO、ボランティアなどさまざまな住民活動が行われるようになり、住民の間には町づくりに積極的にかかわる意識が芽生えてきております。町づくりの主体が多様化してきている。また住民生活はあらゆる面で政策とのかかわりを持っていることから、住民一人一人が政治、行政に向き合わざるを得ない状況ともなっております。

このようなことから、町づくりには市民参画や市民と行政の協働が欠かせない時代となっております。各自治体がさまざまな施策を競い合い、自治体間競争が激しくなる中、自治体の行財政環境は厳しくなっており、政策立案と実行に対する十分な検証と効率的で総合的な政策運営が求められており、また政策運営のよりどころが必要となっております。このようなことから、自治の基本的原則や住民等々の行政への参加のルール等について、それぞれ地方自治体が定めておくことが必要となってきておる、というように文章の方もありましたので、今御紹介のとおりでございます。

それで、先ほど町長さんが御答弁しましたように、私はやはり基本的には行政の押しつけ型の自治基本条例じゃなくて、いろんな自治基本条例あるわけですけど、町民を中心とした本当の自治基本条例が必要じゃないかというように思います。ちなみに米子市さんなんかそういう形で、行政の押しつけ型じゃなくて、住民さんからの立ち上げるような形で今、策定されている実態でございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。住民自治型の自治基本条例をつくった方がいいというのが赤井議員のお気持ちだということがよくわかりましたが、この南部町の現状に照らしまして、自治の主体というものはどこに、どこを想定しておられますか。例えば個人でしょうか、あるいは集落でしょうか、あるいは地域振興協議会でしょうか。そこを、主体はどこに考えておられますか。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） あくまでこれは基本的には町民、個人だというぐあいに私は解釈しております。地域振興区ではありません。もちろん自治会でもありません。あくまでやっぱり町民として、基本的にはそれが憲法に保障されてる権利であろうと思います。時間がありませんから、今ここでは申し上げ……。

○町長（坂本 昭文君） いや、ありますよ。

○議員（7番 赤井 廣昇君） いいですか。読んでみます。

○町長（坂本 昭文君） いや、読まなくてあなたのお気持ちを聞かせてください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） いえいえ、そうじゃなくて、憲法の中にこういうぐあいにまでうたってあるということを御紹介したいと……。

○町長（坂本 昭文君） それは知っております。

○議員（7番 赤井 廣昇君） そうですか。

○町長（坂本 昭文君） 私が聞いていることと違う。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 私は今言ったような形でして、以上でございますが。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 住民自身だというお考えをおっしゃいましたし、住民自身が憲法や法律で尊重されるということは、これは言うまでもありませんから、そのようにおっしゃられれば、私も同じ気持ちで住民には接したいと思っておりますので、これは余り争いが無いわけなんですけれども、ただ、自治の主体というのを住民に置くということになると、いろんな問題がございます。例えば南部町においては、集落において自治会活動などには参加せんという住民の皆さんもおられます。新しい団地などでそういう傾向があるんですけれども、そういうお方に対しての自治基本条例はどのように作用するものでしょうか。強制するものでしょうか、しないんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 自治基本条例の中身といいますと、やはり自治基本条例は制定されていけば、それに当然、住民は従っていかなきゃならないと考えますから、当然自治基本条例が制定されたときには、それを中心にして住民は動くことが、これは申し上げるまでもないことだと思います。

それから、私が言いました中で、住民が主体だということを言いましたけど、あくまで住民主体ということでございますから、もちろんこれは住民だけの問題ではございません。自治体はもちろんのこと、自治会等も一緒になってこれはやっていかないけん。あくまで主体は、だけど個人だよということを私申し上げたので、その辺を誤解のないようにしていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 住民が主体だということについては、私も先ほど申し上げたように異議があるわけではございませんけれども、条例をつくれれば一定の義務というようなものも、あるいは責任というようなものも住民の中に発生してまいります。しかし、先ほど申し上げたような、私はもう関係ないという住民もたくさんおられます。そういう人に対してはどのように処するお考えでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） それは、本来行政の立場からいったらよそを向いておられたら困るわけなんですけど、やっぱりあくまで基本的人権という中で、それが住民の選択だとすれば、それはやむを得ない部分もあろうかと思います。若干の言葉の舌足らずの部分もあるかと思いますが、そういうぐあいに私は考えます。

ですから、今特に、これは逸脱した御答弁になるかもわかりませんが、地域振興区のあり方なんかについて、大変にやっぱりそういうことが問題になってるんじゃないでしょうかね。今現実的にこれはもちろん強制されるもんじゃなくて、あくまで地域振興区の条例というものは、どういって言うんですか、努力規定というような形になっております。だから、自治基本条例できても、やはり基本的には努力規定じゃなくなって、今度は義務規定にはなるわけでございますけど、やはり基本的にだけど、物の考えとしては個人というものは最大限尊重されるべきだと私は思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 個人が尊重されるのは結構なんですけれども、異議がないわけですが、自治というものを具体的に実践をしていく、そして、その自治の担い手である個人を、町がパートナーとしてやっていくときには、私は主体というものがはっきりしておらんといけんというように思っております。

それから自治の基本条例も、それから地域振興協議会の条例も、条例に地方自治法上の差異はございません。したがって、今、振興区に御加入にならないということも結局そういう問題をはらんでくるわけです。自治基本条例を制定した場合でも、そういう問題があるということをお私のお気持ちでちょっと言っておきたいと思っております。

もう一つ伺ってみたいわけですが、議会に関することなんですけれども、一応今の地方自治法の中で、最高意思決定機関は議会なんですよね。議会で決定になったことと、それから自治基本条例で定められるであろう住民投票だとか、そういうことについて、これはどっちを重きを置くわけでしょうか、赤井議員のお考えをお聞かせください。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、町長がおっしゃいましたように、自治基本条例が制定する場合、原則的にやはりその自治基本条例が有効なものか、まやかしのものかという判断の基準も一つ、私の考えるものはあくまで住民の自主投票条例という形は、恒常的にうたわれている条例にならないという意味はないと思いますから、私は。それはもちろん議会は最終的に決断する手段ではござ

いますが、最高意思決定機関ということではこれはやぶさかではないし、よく理解もするんですけど、やはり基本的には、そういうことで条例の中に自治基本条例には住民投票条例というものは恒常的に入ってくる、設置されるのは当たり前だと考えております。

だから、重大な事項はまさに万機公論に決すべきだというような考えで、基本的にはそういうものを考えながら、そして最終的に議会は議会で判断をしていくということだろうと私は思います。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 私が聞いたのはそういうことではなくて、最終決定機関である議会で議決されたものについて、異議の申し出があって、住民投票でもしなければいけないというような事態になったときに、その結果はどちらを尊重するんですかということ聞いたわけです。投票率だとかなんとかいうことも本当は聞いてみたいわけですね。どの程度になれば住民投票の方をそそれでは優先するのかというようなことも、もしよろしかったらお聞かせいただきたい。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） やはり原則は過半数の住民の判断がどうかということはやっぱり当然判断の基準になろうかと思えます。私はそう考えております。

○町長（坂本 昭文君） 投票率。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 投票率についてまではそこまで思いませんけど、やはり最低50、60の投票率がなかったら、やはりそのままオーケーということに判断はできないとは思いますが。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。時間もありますし、大体、赤井議員の考えておられます基本条例に対するお考えというものは理解できました。これは私の意見なんですけれども、どのような条例をつくっても住民の皆さんの支持がなければ、あるいは参加がなければ、これはなかなか難しいわけでありまして。そしてまた、100%御理解をいただいて参加をするということにもならないわけでありまして。北栄町などの例、いろいろ調べてみましたけれども、ほとんど機能していないというようなことが検討委員会の方で問題になったりしておりまして、なかなか浸透は難しいわけですね。新しいものをつくるということも大事なんですけれども、お気持ちはよくわかりましたので、十分検討してこれからやって、前向きに取り組んでいく気持ちではありますけれども、今あるものをやっぱり大切にしていかなければいけないというように思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 赤井議員、答弁がありますか。

○議員（7番 赤井 廣昇君） いや、私はないですけど……。

○議長（石上 良夫君） ちょっと待ってください。

以上で、議会基本条例10条によります町長の質問を終わります。

時間を動かしてください。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 町長、ありがとうございました。今、随分御答弁の内容が変わったなということで私は理解しまして、町長が前向きな形でお考えになっていらっしゃるって、私は場合によってはそういう自治基本条例を設置に向かって、町長が従前のような御答弁なさいますと、その本意を促したいというように思ってたわけですが、今のような御答弁聞きまして、町長がいかに優秀な町長であるかということを今、認識いたしました。

それで、本題の質問に入ります。防災コーディネーター、先ほど町長、御答弁いただいた中であくまで地域振興区で設置はしてるんだけどっておっしゃったんですけど、私はこれが現実的に果たして万が一のときに住民に差別なく公平な形で機能する防災コーディネーターさんになるだろうかというようなことを本当に私は懸念するんですが、入っていらっしゃる地域の問題等についてはどのような形で対処をなさるやにお考えなんですか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 補足は担当課長が行うかもわかりませんが、防災コーディネーターは1人でございます。したがって、この防災コーディネーターで地域防災をすべて賄うなんてこと、これは不可能であります。ですから、まず防災コーディネーターを置いたということにおいて、地域防災をどのようにして果たしていくのかというような関心を高めたいというように思っております。

それから、運よく消すぞうくんというような車もいただいております。そういう車についても、どんどん出かけて、防災講習といったようなものについてもやっていただくというようなことでありまして、住民と行政との間にあって、よりきめ細かく地域の防災意識というものを高めていただきたいという思いから設置をしているわけですね。未加入の問題のこともおっしゃいましたが、未加入といって防災をおろそかにするものではございません。未加入の集落でも要請いただいて、一緒に防災の活動、あるいは消すぞうくんなどを使って、講習を受けていただいたら私は希望して願っております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 町長のお考えわかったんです。もちろん1人でやるもんでないということもよく承知しております。ですけど、基本的にやはりちゃんとした制度づけといいますか、位置づけというものがないと、やはり町民から見ると、若干にその当事者から見られたら、あるいは地域から見られたら不安に思われたり、何か随分そういう差別待遇を受けたと。憲法にまで違反するような何か悲痛な思いってありますか、そういうことを思っている住民さんもあるという現実をやっぱり町長、御理解いただきたいと思います。

それから質問の方に入りますが、町長、関連でございますが、自治基本条例を制定するとして、今のような前向きなお考えとなっていたいただいたのは、どのような手順や手続を想定しているのか、また条例にどのような重点項目を……（発言する者あり）いや、だから、町長が今の御答弁の中で、もしこれをつくると想定した場合にはどういうぐあいにお考えになっているかということをお聞きしたいって言ってるのですよ。若干重複するかもわかりませんが、ちょっともう一度お願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 私がつくるとすればどういう基本条例をつくるのかということですけども、これはまたの機会に正式にきちんと通告して御質問もいただきたいと思います。きょうは特にそういう自分がつくるだったらどうなのかというような用意はしておりませんが、ただ、他の地域でいろいろ取り組んでおられるものを参考にするんだということなんですよ。答弁でも申し上げましたように、形式ばかりではこれはどうしようもありませんから、実効性があるものかないといけんということになります。ですから、実際に自治の現場で自治に対する思いを強く持って携わっていただいております町の職員だとか議会の議員さんだとか、あるいは地域振興協議会の役員さんだとか、あるいは自治会長さんだとか、そういう皆様方の御意見を聞いて、かかるならかかるんだなというぐあいに思っております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

もう一つお尋ねいたしますが、住民の率直な感情として、会長、副会長、防災コーディネーター、あるいは支援職員はもちろんこれは支援職員さんですから当然のことなんですが、大きな報酬が出ているわけでございますよね。それが一般の地域振興区の会員さんには、基本的にそれがボランティアという形で大きな差がありますよね。万が一事故が発生したときには、地域振興区の会長さんは非常勤の職員という形の対応でございますから、当然それ相当の補償があるかと思いますが、万が一のときというものに、これだけの一般会員さんの補償というようなことにつ

いてはどのようなようにお考えでございますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 赤井議員、通告してありませんので、通告した部分を質問してください。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 確かに通告はしてありませんが、基本的にはこれは住民自治にかかわる問題は基本的な、根本的な問題でございますから、通告をしてるからどうこうじゃ、ただ町長の思いをお聞かせいただければということで、別に調査も研究も要るものでございませぬ。そういう意味で、町長、お考えを改めてお尋ねすることできませんか。

○町長（坂本 昭文君） ルールに従ってやった方がいいと思う。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ルールに従ってということでございまして、通告してないがために御答弁いただけませんので、次に進みます。

先般、先議会の3月議会の中で、地域振興区の条例が、振興協議会設置条例が若干変わったわけですが、それについてインターネットなんかで町民さん向けに情報を出していらっしゃるわけですが、それらがどうも構った形跡がないやに思うんですが、3月の改正について、ネット関係の周知についてはどういうぐあいになさっていらっしゃいますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前11時18分休憩

午前11時23分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。例規集の更新でございますが、これには時間がかかりますので、6月15日時点で例規を差しかえております。ホームページはさらに時間がかかりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。ホームページ用は更新中ということでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 通告外の質問したために、えらい時間をとりまして申しわけございませんでした。

先ほど町長さんに私、質問した分の中身ですね、法令といいますか、憲法に違反しているというやに私が解釈した分について、町長はその辺についてはどういうやにお考えになってるという

ことも御答弁は返ってきてないように思いますので、憲法との絡みについて町長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 赤井議員、その部分、ほんなら大事なことですからもう一度発言してください。（発言する者あり）

○議員（7番 赤井 廣昇君） いや、あの……。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前11時24分休憩

午前11時24分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 先ほど町長に2次質問の中で、コーディネーターさんの取り扱いについて、そういうことでは憲法上問題がないかということで私、御質問したんですけど、町長からは明確に抵触しないというにはおっしゃらなかったと思いますから、一応確認を含めて御答弁をお願いしたいと思っておるんですが。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 防災コーディネーターが憲法に違反するなんていうことは夢にも……（「防災コーディネーターじゃないですよ」と呼ぶ者あり）何がですか。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 防災コーディネーターが地域振興区になってしまってることで差別があるってやな現実について、それは憲法上問題ないかって私、言ったんですよ。

○町長（坂本 昭文君） 私はそういうこと考えたこともありませんでした。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） そういうことを考えたことがないと言われても町長、やっぱり少なくとも町を統括される町長が、私は考えたことありませんでしたでは通用しないと思いますよ。これが全く法令に違反するか違反しないかもわからんけど私はこれをするんだなんて、そんなじゃくちなことは通りませんですよ。私は法令に違反しないならしなははっきり言ってくださればいいと思いますよ。そんな中途半端な答弁じゃあ、お答えとは認められません。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 意味の取り違いじゃないでしょうか。言葉が足りなかったかもわかりませんが。そういうことを考える、何というかな、考えることが全く必要ないほどそういうこと

が違反しているというようなことを思っておられませんという意味でございます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） それから、これは質問はしてないんですけど、自治基本条例に係のあることでございますからお答え、ちょっと試してみても……（発言する者あり）えっ。直接の自治基本条例ということじゃないけど、この自治に関することで大いに関係あるものですからということなんですよ、私が言うのは。

といいますのが、先般、町長もあるいは執行部の皆さんも御承知だと思いますけど、6月の15日でしたですかいね、米子市の全日空ホテルの方で鹿児島県の串良町の柳谷の会長さんがお越しになって講演会をなさっていらっしゃいますがね。あれについて町長さん、招聘、御案内があったんじゃないかと思いますが、御参加はなさっていらっしゃいませんか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。案内はいただいておりますけれども、残念ながらほかの公務との調整があって参加をいたしておりません。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。ただいま議員からお尋ねがあった鹿児島県の、柳谷と書いて「やねだん」と読むそうでございますけど、こちらについては企画政策課の職員も数人、お話を聞きに行かせてもらいました。

私もちょうど都合悪かったんで、その後、復命を受けましたんですが、その公民館長さん、地域の、集落の中心的人物でいらっしゃるんですけども、とにかくそのたぐいまれなカリスマ性を持った方ですばらしいということでございました。その人が集落を引っ張っておられるということで、なかなかああいう方がどこにもおられんなということで、同じようなことがどこでもはできないなというのが、その聞いてきた職員の感想でございました。

ちなみに、農産物加工販売等もしておられますので、私は職員からの復命を受けて感じましたのは、農村集落のビジネスモデルとしては今後参考にさせてもらいたいというふうには思った次第でございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 私もここで、時間がないのでこういうことを問題言うだけ時間がロスしてしまいますから触れたくないところですが、でも大事なことですからちょっと私、今、言ってみたく思います。

特にこの柳谷で、今、課長言われましたように、本当にたぐいまれなカリスマ性を持たれる会

長さんだということはよくわかったんですが、ただこれが実践された中でやっぱりおっしゃったの、私ちょうどたまたま見たものの中で一番心に残ったのが、人集めが一番やっぱり難しいことをおっしゃっておいりましたね。それと同時に、たかだか1%の反対者があったからってそれを無視したら、それはもうだめになっちゃうということを言われました。

ですから、私は特に今、地域振興区の問題の中で、2集落をですか、今現在まだ未加入のところがあるわけですけど、そういうとこの関係等もやっぱり放置せずに、本当にひざを交えた形で積極的な地域振興区への加入を要請なさるようなお話しなさっていくことは絶対不可欠だろうと思います。

それから、その中にやっぱり、特に行政から見られてもこれはいいことだろうと思いますが、行政に頼らない自主財源を確保するということが、この柳谷さんのやり方の中の大きな目標だそうでございます。そして現実的に、今、スタートしてから既に15年になるようでございますけど、1年も、1回も行政の方から1円たりでも支援をいただけてないと。そういう中でやりながら、既に今、年間700万、800万の……（サイレン吹鳴）

○議長（石上 良夫君） ちょっと待ってください。

また、ちょっと休憩します。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○議員（7番 赤井 廣昇君） そういうような形で、町の方に財源はゆだねないと。自分らがやるんだということで、700万、800万、今実際に粗収入を上げられ、実質的に残ったお金が300万ぐらいある。それを町民さん、たかだかこの柳谷さんは300数人しかいらっしやらない町なんですけど、その300数人の方に1万円ずつのボーナスも出されたと。もう全く考えられないやり方をなさってるということを考えれば、南部町の地域振興区等についても大いなる参考になるものがあると思いますから、参考まででございますが御提言しときます。

それから、ごめんなさい、自治基本条例のことにつきましては時間がありませんので置きますが、続いて病院の関係を質問させていただきます。先ほど病院事業管理者さんの方から御答弁いただいたことございますが、このたび一般会計から病院会計へ繰り出したことによって、今年度は運営できるというやに思うわけでございますが、この新年度が4月、5月、2カ月わずか経過した状態でございますから、まだ的確なものは判断できないとは思いますが、感触的なもの

の、要するに今の改革プラン等に出されてるようなこういう感触的なものと比較して、感触はどうでございますか。本当に推移できるようですか。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。現在のところ、4月当初からまあ順調といいますか、数字で申しますと平成20年度決算のときの病院の患者数等でございますね。病院収入は入院が一番重要でございますので、稼働率が91.4%だったと思います。そして21年度でございますが、これが87.4%ぐらいで、非常に21年度は、これから決算の御報告もさせていただくわけですけども、そういう数字でございました。そして、4月当初からは89.7～89.8%で推移してございます。

目標数値は94%になればということをお願いしておりますけども、季節によって変動がございましたので、21年度のように落ち込みがないような細やかな努力をしていけばというふうに思っております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） どうもありがとうございました。今の、管理者さんの方から心強い御答弁いただきまして、安心したところでございますが。

そこで、御承知のように、この自治体病院というものは、今、私は、昔は70%、80%はなかなか経営がうまくやっていたということを聞いておりましたが、ことしの、先般の発表を聞いてとりましたところ、91.4%にもわたる地方自治体の病院というものは維持できなくなっているというように、本当に極限状態だということをお聞きしたんですが。そういうことの中で、今、管理者さんが言われるような形で、南部町の西伯病院についてはそういうことに至らないようにお聞きしましたので、安心したところでございます。

それで、また引き続いて、この来年度以降の償還等もでございます。そういうことの中で、今年度末の内部留保金残高等については、どういうぐあいに見込んでいらっしゃるでしょうかね。もしわかりましたらお答え願いたいと思いますが。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 今年度の決算によりまして、そこは動くわけでございます。21年度につきましても、12月の時点では1億8,000万ぐらいの赤字だと申しておりますけども、1月、2月、3月頑張って1,600万ぐらいになったとかいうふうになっております。そして22年度は資本注入をしていただいていることもありまして、数字は今、何とも申し上げられません。今、いろんなことが予想されます。今、内科医も来てくれると言っておるわけでござ

ございますけども、ドクターも安心安全で、私の病院にきちっとしてくれるわけじゃございません。そういうこともございまして、住民の皆さんはもちろん、精神的な、議員の先生方にもメンタルな支援もお願いしたいと。

そこがないと、やっぱり私が恐れてるのは、住民の皆さんの信用もそうでございますけども、ドクターのモチベーションの低下と、この町は、この病院は嫌だと言われるのが一番怖いわけでございます。どこの地域でも厳しいと言われておりますけども、社会問題になってございますように、病院を維持していくことはそういうことございまして、経営だけの問題ではないということをお理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

時間の方が大分切迫してまいりましたが……（発言する者あり）まだ5分ある。（「通告は25分になっとる」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 静かにしてください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 3月議会の中で、管理者さんの答弁の中、職員とのコミュニケーションを通じて風通しのいい病院にすると答弁していらっしゃいますですね。そして、その中でいろいろ職員さん方との接触も図っていらっしゃるように聞いておりますが、その辺をちょっと、どういう形でそれを図っていらっしゃるのか。それからまたそういうもの何か、手ごたえ的なもの、何かを感じてるとかやる気になっていらっしゃるかどうかどうこう、そういうようなことがあれば聞かせていただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。これは、非常に難しいわけでございますけども、私がお会いしたのは、何回でございましたか、10数回で120名ぐらいの方とお会いしました。これはポジションのこととかございますので、年齢の階層別、年齢別でございますかね、そうしてお会いしてきたところでございます。

その中で一番問題は、やっぱり以前の病院であれば組織の規模も小さかったということがございまして、職員間のコミュニケーションも非常によかったと、風通しがよかったと。建物の構造のこともございまして、お互いが何をしてるのか見えた。だから、わざわざ話をしながら私の仕事をわかってよということはなかったけど、今はそういうことも必要になってきてると。やっぱり組織が短時間で大きくなったということもございまして、いろんな専門性が深まって職員が忙しくなったということもございまして。

そういうことを踏まえまして、そういう結果を幹部会であり管理会であり伝えまして、そうしてやっぱり職員一丸となって、方向は一つでございますので、やっぱり病院経営をしていく。そのことが経営改善につながるということでございます。やっぱり経営改善もろもろ申しまして、いろんなことが複合的にかかわってその成果が見えるということでございますので。

ただ、あいさつなんかはきちっとあいさつをしろと、対応が一番だということは当然申して指導もしてるわけでございます。ただ、中には忙しさに紛れてといいますか、親しい人には親しく、そうでない方には普通であるけども見ると冷たく映ると、そういうことがございまして、苦情をいただいていることもございますけども、少しずつではございますけども、ああ、いい病院になってきてると、そのように思っております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） どうもありがとうございました。今後また管理者さんの御健闘、よろしくお願ひしたいと思います。ぜひとも本当に経営が改善されまして、町民の安心と安全がゆだねられるような病院に改善していただきたいと思いますとお願ひしたいと思います。

それから、もう少し時間がございますので、自治基本条例のことについてさっき質問しまして、企画課長の方からも御答弁いただいたんですけど、柳谷さんの関係で、私も今、企画課長もお答えいただいたように、大変すばらしい取り組みをしていらっしゃるということで、大いに南部町の地域振興区等にも参考になろうと思いますので。南日本放送の方で、3,000円のビデオでこの放映なされた内容のものを提供してるということでございますから、私は町づくりに大いに参考になりますので、わずかなことでございますから1本取りつけて、あとはダビングで7振興区に回すことができますので。お金もかかりませんので、ぜひとも前向きにその辺を考えてほしいなと思いますので、よろしく企画課長、お願いいたしますから。

以上をお願いしまして、私の質問時間がいっぱいになりましたので終わります。ありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。先ほどの赤井議員の自治基本条例の答弁の中で、北栄町のことをちょっと引き合いに出しましたが、よその町のことでありますし、また、誤解を与えてはけませんので、もうちょっと詳しくこの件についてお話だけさせておいていただきたいと思います。

北栄町では自治基本条例を制定なさっておられまして、この見直しに関する提言書というのが昨年の12月4日、自治基本条例審議会委員長、林さんという委員長ですけれども、から提出されております。その提出の中に、自治基本条例の周知について、現在の状況は自治基本条例制定

の意義やその内容について町民に十分に浸透しているとは言えないということを御指摘になっておられます。

そして、各条項についていろいろ御審議されておりますけれども、その第6条の中で、事業者の権利と義務、責務という項のようでございますけれども、アパートの入居者が自治会に加入していない場合があり、地域をまとめる上で支障が出てきている実態があります。事業者に社会的役割を自覚していただくためにも入居者に自治会加入を義務づけるなど、行政から事業者に指導ができないか検討くださいと、こういうことになっておりまして、私もこれを拝見して、なかなかこの条例だけつくっても周知ということ、あるいは理解をして協力をするというようなことについては、どっこの町も御苦労があるなというように思った次第でありまして、先ほど申し上げた北栄町の例をちょっと引かせてもらいましたので、誤解がないように追加して答弁させていただきたいと思えます。

○議長（石上 良夫君） 以上で7番、赤井廣昇君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩いたします。再開は1時ちょうどとします。

午前11時43分休憩

午後 1時00分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 先ほどの、私、赤井の質問の中で不適切な発言をいたしまして。ダビングということを申し上げましたので、その分について訂正しておわびいたします。よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） それでは、赤井議員の先ほどの一般質問で、ダビングという言葉がありましたので、その部分は撤回したいと思います。

続いて、一般質問を行います。

1番、板井隆君の質問を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。議長よりお許しをいただきましたので、通告しておりましたとおり質問をさせていただきます。

先月、5月の30日に新聞折り込みに入っておりました、このような、なんぶ民報とあります

ビラについて、私も所属します総務常任委員会に付託された提案事項で、給食センターの一部業務委託の内容について質問をいたします。

南部町の宝である子供たち、この子供たちの学校給食の基本理念は、学校給食法に基づき対応されると認識をし、その中での一部業務委託については民間企業などの専門的な知識、技術を活用し、柔軟な勤務時間などによる業務効率の向上を図り、また学校栄養職員などによる食指導の充実を図るなど、より充実した学校給食を提供するために進めるものであり、このことにより給食を提供する経費の効率化が期待できるとの説明を受け、共産党所属議員を除く賛成多数で22年度一般会計予算を賛成したと思っています。

しかしながら、日本共産党南部町委員会発行のなんぶ民報では、食育どころか業者の利益優先に等しいものだとしめくってあり、支援者の方から、このような予算を板井は賛成したのかとおしかりを受けた次第です。町民から負託を受けた一議員として、このビラの内容の見解が余りにも違っていること、このような内容のビラを町民の皆さんが実際読まれて、議会は何をしているのか不審に思われていると思います。

そこで、町民の皆さんの御理解を受けたく、ビラの内容に照らし合わせて、以下について質問をいたします。

1つ、南部町2カ所の給食センターの一部業務を民間委託する背景について、再度町民にわかりやすく説明をお願いします。

2つ目、民間委託で人件費が2,448万円減額とあるが、私は委員会の予算説明では会見給食センターの職員3名のうち2名が定年による退職、1名は異動による人件費減と説明があったと認識しております。これは私の聞き間違いでしょうか。

3つ目、今後、賄い材料の調達、仕入れを業務委託の予定があるかどうか伺います。

4点目、民営化で雇用の安定はうそというふうに書いてありました。これについての見解をお願いいたします。

最後に、5点目、事業委託総額4,783万円のうち総委託費の20%が業者の利益と消費税と言っています。この見解について。

以上、5点について答弁をお願いし、壇上からの質問といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。この件につきましては、教育長をもって答弁したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 板井議員さんの御質問にお答えをしております。

なんぶ民報のあきれた学校給食民営化についてという御質問でございます。私もこのチラシを見させていただきましたが、給食センターの調理業務委託について、これまで本議場、常任委員会等で幾度となくお答えしてきたのは一体何だったんだろう、大変残念に思いました。また、町民の皆様はもとより板井議員さんにも御心配や御迷惑をおかけし、大変申しわけなく思っています。御質問にお答えする中で、給食センターの調理業務委託について、改めて町民の皆様の御理解と御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

まず、1点目は、給食センター業務を民間委託する背景は何かというお尋ねでございます。給食センターにとって一番大切なことは、安全安心な給食を子供たちに提供するということであります。これは、その施設が直営であろうと、民間委託であろうと変わりません。行政事務や業務の民間委託について、少し前になります。町長は官が行うより民が行った方がより高い質を得ることができ、あわせて行政コストの縮減を図ることができるものを選択をすることが必要であるとの基本的な考え方を述べております。

このことを給食センターの業務委託に照らしてみますと、給食業務に対して豊富な経験や実績をお持ちの専門的な民間事業者にその専門性が発揮できる業務についてお任せをすることによって、衛生管理の一層の徹底や専門的職員研修による業務のレベルアップなど、すぐれた経営資源の提供を受けることが可能となると考えたからであります。

また、人事管理の側面からは、御承知のように、学校には夏休みや冬休みのような長期休業期間があり、実質給食センターの稼働日数は年間200日に満たない職場でございます。一般的に町職員の実勤務日数は年間250日ほどでありますので、有給休暇等を勘案しましても、直営ありきかどうかは多くの町民の皆様には御理解いただけるのではないのでしょうか。

さらに、条例には、給食センターの運営に関する重要事項について御審議いただく給食センター運営委員会の設置が定めてございます。当該委員会は、学校関係者、保護者、学識経験者により構成されておりますが、平成18年度に給食センターの調理業務委託についてお諮りした際、業務委託が遅過ぎるのではないかと、もっと早くに取り組むべきであったのではとの指摘をいただいた経過もあり、このことは議場でも御報告をしたことでもあります。

次に、民間委託で人件費削減が2,448万円というのは本当かとお尋ねであります。昨年度と今年度との人件費の差2,448万円の減は、会見給食センターにおきまして、年度末で定年退職しました2名の調理員と、年度末人事において異動となりました調理員1名分に加え、パ

ート職員の賃金が不要となったために生じた差額であります。民間委託によるものではありません。板井議員さんの御認識のとおりでございます。

さらに、紙面では、委託したことによって人件費が1,176万3,000円ふえているので、人件費の減は1,272万3,000円であり、私どもがお示しをした692万5,000円を削減額とするのは誤りである旨の記載があります。もし仮にそういう御認識であるとするれば、太字でわざわざ民間委託で人件費削減、2,448万円との記載は、私どもが説明しました理由と異なる上に、論旨とも異なることとなります。誤解につながりやすく、大いに疑問の残るところであります。

直営時と委託では1,272万3,000円の人件費の差があるのは事実であります。先ほど申し上げましたように、定年退職あるいはそれに近い職員の人件費が減となったわけでありますので、委託業者が新たに雇用する職員との人件費において一定の差が出ることは当然のことです。

さらに、委託によります減額を692万5,000円と説明しているにもかかわらず、人件費部分のみを比較し1,272万3,000円と指摘されています。実際は900万円の需用費を委託費に加えていますので、給食事業費として削減された金額は692万5,000円であり、なんぶ民報御指摘の1,272万3,000円はその意味において正しくありません。

3点目として、今後、賄い材料の調達、仕入れを業務委託する予定はあるかとお尋ねでございます。これは、委託費増で利益を上げる民間手法が次にねらうのは、年間6,000万円を超す賄い材料費かもしれません、町の姿勢が問われます、との記載を御心配されてのお尋ねかと思っております。この記載の前段として、今年度、調理業務委託の内容が拡大されたとの記載があり、このことを受ける形で、賄い材料費をねらっているというところに論旨が展開をされています。

まず、今年度、委託業務をふやさせていただきました一番大きなものは、光熱水費であります。このことにつきましては、3年前、業務委託を開始する際にお話しさせていただいております。つまり、委託します西伯給食センターが改築直後であったために光熱水費の年額がどのくらいになるのかわからないので、そのときの委託費には含むことができず、3年程度の実績を見て、次回は委託費に含む方向で考えている旨、御説明したと記憶いたしております。

さて、お尋ねの件であります。学校給食に係る賄い材料の発注業務を事業者委託する考えは全く持っておりません。そもそも献立作成並びに食材の発注業務は、学校栄養職員が行うことを前提とした調理業務の委託であります。このことは、幾度となく本議場でお答えしてきたことであり、どうお答えすれば信じていただけるのか、ぜひとも御教授いただきたいと思います。

町の姿勢が問われますとの記載がありますが、私ども教育委員会は、当初よりみじんだに食材の発注業務を事業者に委託する考え方は持っていないことを重ねて申し上げておきたいと思えます。

4点目であります。民営化で雇用の安定はうそとの記載に対する見解はとのお尋ねであります。紙面に記載してあります意味、つまり年収が大幅に向上するという観点での雇用の安定ということとは、申し上げたことはございません。私が申し上げてきたことは、年収としては大きく変わるわけではありませんが、役場の臨時職員というお立場に比べ、長期にわたる雇用が見込まれますので、そういった意味でより安定しますということを申し上げてきました。

また、役場であれば、仮にその職場での経験が長くても、臨時職員ということで、基本的には賃金は同額であります。新しい職場では勤務状況によっては年収が向上することも見込まれるわけです。現に、3年前、臨時職員として勤務していただいていた5名全員の方が委託業者の採用となっておりますが、そのうち2名の方が現在、準社員になっておられ、職場では責任者のお立場で活躍していただいていることを御報告をしておきます。

次に、5点目の質問でございます。事業費総額の821万円、20%が業者利益、消費税との記載があるが、このことについての見解はとのお指摘でございます。まず、どなたでも御理解いただけることではあります。消費税は法に基づいて支払わなければならない税であり、事業者の利益ではありません。西伯給食センターの場合、2,647万円が委託料でありますから、その5%、132万3,500円を消費税としてお支払いすることは当然のことです。営業利益は5%が計上されておりますが、この数字は他社と比較しても決して高いというわけではございません。民間事業者でありますので、一定の利益を追求されることは当然のことであり、町民の皆様の御理解もいただけるものと思っております。

もう1点、御説明しておかなければならない経費が、10%の事業部本社経費であります。名称的にこれも利益ではないのかとお考えの方もあるかもしれませんので説明をいたします。

この経費で賄われますものは、個々の給食センターの人事管理や衛生管理指導、各種研修会や総合的な巡回指導等にかかわる広域的運営経費について、当該給食センター分として負担をしているものであります。御理解をいただきたいと思えます。

もう1点つけ加えます。紙面では、削減分の半分以上が業者の利益にとの記載がありますが、誤りであると指摘しておかなければなりません。いかにも約820万円が業者のもうけのような記載になっておりますが、先ほどお答えしましたように、その内容は消費税であったり個々の給食センター業務を管理監督する経費として、安全安心の給食を提供するための経費となっているこ

とを正しく御理解をいただきたいと思います。

最後になりますが、紙面後半には検証もなくなり崩しとか、食育どころかとの記載もあります。3年間の検証につきましては、給食センター運営委員会はもとより議会の全員協議会でも御報告させていただいておるのではないのでしょうか。食育につきましては、業務委託に加え、加配の栄養職員も配置いたしておりますので、学校栄養職員の負担軽減につながっており、食育指導に割く時間も大幅にふえ、昨年度は町としての食育推進計画も策定をしたところであります。

以上、大変長くなりましたが、答弁とさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） どうも教育長、ありがとうございました。はっきりとした答弁で、このなんぶ民報というものがいかに違っているかということ、町民の皆さんにも知っていただけたのではないかなと思います。もう少し、これからこのビラの中身を追いながら再質問をさせていただければというふうに思います。

まず、ここに書いてあります、表とかにあります金額等を含めた数字なんですけれど、この数字については、まず、間違いがないかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。ここに記載されております数字につきましては、3月時点での総務常任委員会に提出した資料の数字に間違いございません。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） そうしますと、数字には間違いはない。これ、資料出されたものですので、それをええたりとかできないというのは当然だというふうに思います。

そうすると、次はやはり、先ほど教育長も答弁にありましたように、文言というものが大変町民の方々にとって間違いやすい、また、勘違いをしてしまうような文言が次々と出ているということではないかなというふうに私は思います。

まず最初に、なんぶ民報にある学校給食費予算でありますけれど、事業総額の20%が業者の利益、そして消費税ということでありました。先ほど教育長も言われましたように、5%というものは、やはりこれは確実にかかってくるものです。私も税務署の方に確認をとりました。正直言って人件費とかそういったものには消費税はかからんんじゃないのかなというふうに思っていたんですけれど、やはりこれは、この受け入れる業者としては、売り上げは町から出る委託金すべてが売り上げになります。これに対して消費税はかかりますということ、はっきりと言われてるということです。

そうしますと、消費税の5%、全体に5%を掛けてるということは、これで決して間違いではないということがわかったんですけれど、あと、先ほど言われました事業部とそれから本社の経費ということなんですけれど、この受け入れます、これからお願いします業者については、全国で2,145の事業所の給食賄いを行っているということで、特に学校給食に対しては196カ所の事業所を受けて、またこちら鳥取県の西部につきましては6カ所の受託を受けてるという、非常に業務的にもたけた業者であるというふうに思っておりますが、これから受けます、3年間この西伯の給食センターを受けた、そしてことしから会見給食センターを事業委託するわけなんですけれど、この3年間の検証についてももう少し詳しく町民の方にわかりやすく説明をしていただけませんか。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後1時28分休憩

午後1時28分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。3年間西伯給食センターを委託した検証ということでございますけども、ちょっと受託しております業者、先ほども板井議員が言われたとおり、たくさん事業所なりの業務を委託しております。その意味でいいますと、衛生管理面はきちんともう徹底をされておりますし、業者独自の研修制度も充実をしております。当初3年間、3年前に委託した義務内容と、それを上回るような業務実績等を残していただいとるということです。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 失礼しました。そういったことで、こういった資料をちゃんと前回いただいております、業者から出ました給食センターの提案書、それから予算書も出ているわけなんです。これを事細かく委員会の中でも検証して、そしてそれは間違いのないということで、確かにそれをもって私たちも賛成したというふうに思っております。

そしてもう一つ、民営化で雇用の安定はうそという文言の中に、業者の提出の明細を見ると、雇用も正社員は8名中の1名のみですということで書いてありますけれど、これは私のいただいた資料によると正社員は2人、先ほど教育長も言われたように、準社員という名前も出ましたけど、責任者である社員と、それから調理師の準社員2人ということで、正社員はこれで見ると2人ということなんですよね。その辺について、今、この中では正社員は8名中1名のみですとな

ってますけれど、準社員というのは正社員ではないのでしょうか。これは執行部に聞いても、会社じゃないとわからないと思うんですけど、その点はどのように思っておられますか。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。業者の方に確認をしたわけではございませんけれども、準社員というとらえ方というのはそれぞれの事業所なりで違うと思います。正社員に準ずる準社員という意味ではないかと思えます。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） そうですね、先ほど言いましたように、この資料の中には給与の明細の中に給与正社員と給与契約社員と2つに分かれて、正社員の中に準社員である方も入っていると。その下の方を見ると、それぞれの手当もやはりそれなりにちゃんとついてるということですので、これは完全な契約社員ではなくて正社員なんですね。それなのに、これには1名としか書いてない。この辺もおかしいところがあります。

それと、先ほど教育長も言われましたけど、減額分の半分以上が業者の利益ということになりますけれど、先ほど本当に説明もありました5%の消費税は、間違いなくこれは必要です。10%の事業費、それから本社の経費とあります。米子の方に事業所があるようです。そこにも多分社員の方、責任者の方がおられて、この周辺それぞれ業務委託しているところの様子を見たり、また人事のこととかそういうこともしておられると思うんですけど、この経費についての詳細というものは、例えば中に出てきてるのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） この10%の中の経費の詳細ということでございますけれども、こちらの方ではそこまでの把握はしておりません。かかる経費というのは、先ほど教育長が答弁したとおり、衛生管理の部分とか指導者の部分とかということでございます。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） そうすると、やはりこの10%というのは必要な経費、ここ西伯、会見ばかりではなくて全体の給食センターを賄っている人たちへの人的な対応をするための事務経費であるということよろしいわけですね。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） こちらの方はそのように理解をしております。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） そうすると、これは利益ではない、会社として必要な経費という

ことだと思えます。そうすると、ここに書いてある事業費総額20%が業者の利益、消費税となっていますけれど、消費税の5%は先ほど私もお話をし、また説明を聞いたとおりです。そうすると、20%のうちの5%、あと15%なのですが、すべてが利益ではないんですね。必要な経費もちゃんとここに上がっているわけです。それなのに、この大きな見出しの中では、利益と消費税しか書いてない。これを町民の方が見られたら、どのように思われるでしょうか。どうでしょうか、どういうふうに思われると思えますか。見解をしてください。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 見出しの方で大きな字で書いてございますので、本来中身を読む前にこの見出しの方が目に入ってしまうと、そのように見た方っていうのは思ってしまわれるかもしれないと思えます。

○議長（石上 良夫君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 全く今、言われたとおりなんです。それで私も町民の方から、おかしいじゃないかと、これは何なんだと、おまえはこんなものを賛成したのかというふうに言われるわけです。結局、中身ではそれなりのことが書いてあっても、そういった見出しのもので、見出しがこういったことが書いてあると、町民の方はもうそれだけで南部町は何しとるんだ、議会は何をしてるんだというふうに思われるんです。やはり、こういったことを出して、町民の方にいろいろと言ってもらうことはいいことだと思えますが、やはり曲がった書き方や誤解をされるような書き方をされるということが、私たちここにいて大変迷惑を受けているということだというふうに思えます。

今までもいろんなものが出ていました。余りにも私たちがこの中で話し合っていることと違うことが出過ぎるから、私はきょうはここで一般質問をさせていただきました。これからこのようなことがないように、また、町民の皆さんももう少ししっかりと読んでいただき、これに間違いがないかどうかということもまた見ていただければというふうに思えます。

そして、この給食センターの一部民営化が、あたかもあきれた事業であるかのように、そして行政の施策、それを監督する、審査をする、決定をする議会に対して、町民の皆さん方に不信感を招いたというふうに思えます。そういった行動を慎んでいただき、我々議会人は執行部から提出された議案、予算を十分に精査し、是非を決定しておりますので、町民の皆様方にそのことをお伝えし、この後、細田議員からも西伯病院に対するなんぶ民報のビラについて質問をされます。バトンタッチをさせていただきたいと思えます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で1番、板井隆君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 続いて、9番、細田元教君の質問を許します。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田でございます。久しぶりにトリをおさめさせていただきたいと思います。

先ほど板井議員が言われましたなんぶ民報の、私は表面でございます。板井議員はちょうどこの裏面、ああ、うそか。どっちが表だ。私の方、裏面だと思います。この件についてお聞きしたいと思います。

今、板井議員が言われましたように、このビラが5月30日、旧西伯町では新聞折り込みで入りました。それから数日後、旧会見町にも配られました。私のところにも早速この件でして電話がありまして、細田さん、あのビラは効くでって言われまして、初めて見まして、確かにこんな大きな文字で書かれておれば効きますね。それが日本共産党のねらいだったかもしれませんけども、これが真実であれば私はそれでいいと思います。

このように文字で書かれているということならば、私の尊敬する先輩議員は、調査なくして発言なして、私は議員になったときから教育を受けてまいりました。当然、この件に関してはこの西伯病院に事前に調査をし、いろいろ聞いて書かれてあるものだと信じておりました。けども、20日でしたか、17、18日の一般質問、植田議員もこの件を取り上げられました。町長との答弁をお聞きいたしましたら、町長ははっきりこれはうそであると言われました。こういうことを、きょうはこの壇上において町民に真実を語っていただきたいと思います。もしこれが真実でなければ、公党を名乗る方がおられますので、誠意に対応していただきたいことを私の願いでございます。

具体的にお聞きします。これは5月30日発行のなんぶ民報の西伯病院の件でございましたが、企業債償還利息の補助について、町民にも県にもうそをついたと、これ堂々と書いてありましたね。という記事が載りました。それが全世帯で新聞に入られたのは御存じのとおりであります。これが本当に事実であれば、町民に対し、また、我が南部町に対しても大変なことです。これをよく、詳しく説明していただくために、4点について具体的にお聞きしたいと思います。

当事者であります西伯病院について。この30日に記事が出ました。そのときの西伯病院のみんなの見解をまず聞きたいと思います。

2番目に、植田議員からもたびたび質問がありました鳥取県自治体病院補助金交付要綱について。そのときの答弁には、県にも確認してほしいという答弁でありました。私も県に聞きました。

私が聞いた前に、植田議員もちゃんと県に電話しておられましたよ。その県の法制室等の見解は、町にも、当然病院にも来ていると思います。これをちゃんと町民に説明していただきたい。

それと、この太字で書いてあります本年度病院会計に繰り入れた総額5億6,000万円、本年度の企業債償還金2億2,500万円。こう書かれれば、いかにも一般財源から、大変だ、病院がそんなふうには赤字みたいには大変だから、入れてる、勘違いいたします。中を見たら小さな字で詳しくは書いてありますが、この財源内訳、使われ方の文字、数字は民間、普通の人にはなかなか私は理解できないじゃないかと思えます。

これらも含めて、我が西伯病院は正式名は国民保険西伯病院だったと記憶いたします。要は国保直診の病院であります。これがあるから、国保直診であるから国から交付金、県から補助金、いろいろ出てるんです。こういうこと書いてない。今まで一般会計からこういう裏づけのないお金を、町から病院はもらわれたことがあるのかどうかお聞きしたいと思えます。

最後ですが、今回なぜ1億9,000万ほどの補助金を町が出した、そういうことを町民によくわかるように、もう一度みんなの前で説明していただきたいと思えます。

あとは、再質問でいろいろお聞きしたいと思えます。

続いて、2番目の大きな質問事項でございますが、これは町の納税対策、また施策でございます。今、本町における納税業務は、銀行振り込み等が主流であります。また、同じ銀行振り込み等でも、納税者が喜んで納税する方法があれば収納率がアップするんじゃないか。

今、南部町は県下で初めてコンビニ収入をやる。この業績が結構いいそうでして、この南部町発が県下にじわじわ今、進んでいるようでございます。銀行振り込み、もちろんここに持ってくる。あと、コンビニ収入、もう一つここに言いたいのは、これは質問事項に、本町における税料の収納について、収納者が喜んで納める施策を問うって書いてありますが、もう一つは、皆さんよく御存じのようにカードなんです。カードでこの税料が納められないのかな、これは町内の一住民からの私に対する提言でございました。ぜひこれが可能であれば、どうかみんなの、ここにおいて説明していただきたいと思えます。

壇上からの質問は以上でございます。あとは再質問のそこからさせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えをしております。

最初に、あのなんぶ民報に書かれた西伯病院の実態についての中で、4点質問をいただきましたけれども、なぜ今回1億9,000万円もの補助金を出したのかということについてお答えをしております。

あとは、病院事業管理者の方からお答えをさせていただきたいと思います。

先週の植田議員の一般質問でも答弁をし、重複すると思いますけれども、重要な事項ですので改めてお答えをしてみたいと思います。超高齢社会の中で、町民のだれもが住みなれた地域で安心して暮らせる、老後を過ごせるためには、医療は必ず身近なところになくしてはなりません。そして、医療の中核となって入院機能を受け持つ病院は、高齢化の進展とともに今後ますます重要となってきます。

一方で、医療を取り巻く環境は非常に厳しい現状にあります。診療報酬はことしこそプラス改定でしたが、過去10年間、マイナス改定が続きました。さらに、医師の不足は社会問題化しています。かねて、大学病院医局に所属する医師を関連病院、協力病院に配給していた医局を中心とするシステムは、平成16年に始まった新臨床研修制度によって、地方部の医局に研修医が残らない事態を引き起こしたと言われております。医師がいなければ病院は運営できません。西伯病院でも平成19年度以降、独立や他病院への流出は4人に上り、昨年度は精神科医師の病気休職もあり、11名での病院運営という形態をとらざるを得なくなったのであります。医師の減少は、1医師1億円と言われるように、直接病院経営に影響いたします。

では、この間、一般会計から病院会計への支援はできたのかといえば、それもまた困難な課題でありました。病院建設とほぼ同時期に、三位一体改革による地方交付税の大削減で、小学校の大規模改修すら計画が立たなかったことは記憶に新しいところであります。

以上のことから、西伯病院の経営改善努力を前提としながらも、病院の必要性和将来への安定運営、そして地方財政などを総合的に判断し、一般財源の繰り出しを提案したものであります。補助金の額の算定に当たっては、企業債償還利息の2分の1を県から補助いただいておりますので、病院が負担してきた残り2分の1を基準とし、建設からこれまで過去5年分1億9,490万円を出資金、本年22年度分4,300万円については利子補助金、現年度分として繰り出しいたしましたところであります。御理解を賜りたいと思います。

病院関係のあとの項については、管理者の方から答弁をいたします。

次に、町の納税対策についてお答えをいたします。

本町の税の納付状況を御説明いたします。現在は、納税組合よりお支払いいただくものと本人が直接金融機関などでお支払いいただくものがございます。納税組合に加入している方が約7割で、直接支払いが約3割でございます。また、一方では、税によって多少異なりますが、口座からの引き落としが約半数となっております。徴収率は、平成21年度軽自動車税では口座振替によるものが97.9%で、金融機関などでの窓口支払いが98.6%となっております。

平成21年度から軽自動車税をコンビニで支払いができるようにいたしましたところ、平成20年度の徴収率98.1%が平成21年度は98.3%となり、少しですが徴収率が0.2%アップしました。コンビニ収納状況は918件で、全体の15%でございます。コンビニの利用時間帯は、金融機関の営業時間外が約6割でございます、利用時間も24時間御利用いただけることで、納税者の利便が図られたものと考えております。

納期限内納付件数では、平成21年度は4,002件で、前年度は3,418件でありましたので、前年度に比較しますと584件の増加で、17%アップしております。コンビニでの納付は、納期限内までの納付と限定していることが反映しているのではないかと考えております。納期限内の納付が増加したことは、コンビニによる納付環境を整備した結果であると思っております。

今年度から固定資産税にもコンビニ納付を拡大しておりまして、町民サービスの向上を図っているところであります。さらに来年度から、町県民税や国民健康保険税にもコンビニによる納付に取り組んでいく計画にしているところでございます。

このたび納税者が喜んで納める施策に取り組んでどうかということでございます。このことは、納税者にとってメリットがある納付方法に取り組むことだと考えております。一つには、現在約7割の方が御加入いただいている納税組合による納付により、納税奨励金制度が御利用できます。奨励金制度の内容は、町税の納税義務を有する個人が組織する組合で、納期限内に組合員が納付すべき税額を100%納付した場合は1万円を、90%以上の納付が5,000円の奨励金を交付し、また、組合の世帯数に1世帯当たり500円の奨励金と、組合が取り扱う納税通知書1通当たり50円の奨励金が納税組合に交付されます。

参考ですが、平成20年度の納税奨励金額は340万円でございます、200の納税組合に支払いをしております。

このほかに、南部町ではまだ取り組んでおりませんが、クレジットカードによる支払いが、納税者にとってポイントがたまるので、一つの有利な納付方法ではないかと思っております。このクレジットカードによる支払いは、地方自治法の改正により、地方自治法第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者による納付が可能となり、クレジットカードによる支払いができるようになっております。しかし、クレジットカードによる支払いは、自治体にとって初期投資やランニングコストなどが高額なために投資効果が余りないことなどで評価が低く、県内では取り組んでいる市町村はなく、全国の自治体でも少数しか取り組んでいない状況であると聞いております。

実際に、税金のクレジットカードによる支払い制度を実施している自治体に聞いてみたところ、導入理由として、住民からの要望もあったが、自治体として住民サービスの向上を図るために納

付環境を整備したこと、また自治体のメリットとしては、納期限内納付により滞納が減少することで督促や滞納の徴収事務が減少し、滞納対策にもなること。また、デメリットとしては、システム改修費や初期導入経費とランニングコストと手数料が発生することや、電算業務が増加すること。納税者のメリットとしては、カードのポイントがたまることや分割納付が可能となること。また、デメリットとしては支払い手数料が発生すること。納税者の利用状況は、全体の1%未満の方が利用しているということでした。

本町としましては、クレジットカードによる支払い制度により発生する費用として、システム改修費や初期導入経費、ランニングコストなどを踏まえながら投資効果を検証して、今後さらなる研究を重ね、納税者のサービス向上を図るために納付環境充実に向けて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） それでは、細田議員の御質問にお答えしてまいります。

まず最初、記事について西伯病院の見解を問うということでございます。まず、なんぶ民報に書かれた記事について、西伯病院の見解を求められましたので、お答えいたします。

病院は、改めて私が申し上げるまでもなく、医療機関であり、患者様との信頼関係が経営の生命線でございます。議員御質問の、なんぶ民報ナンバー27、2010年5月30日、日本共産党南部町委員会発行の機関紙で、その2段目の見出しでございますけれども、これでは県にも町民にもうそを言ってきたこととなりますねと、そう記載してございます。私はこの紙面を見まして、非常に町民として落胆するとともに、これは大変なことになったと驚いたところでございます。

早速、事務部長に、窓口業務を行います職員等に正しい情報を伝え、患者様からの疑念には笑顔できちんと胸を張って正しく答えられるように指導すること、また、御理解いただけない患者様には、私が直接お会いしまして御説明申し上げることをお伝えしたところでございます。

幸いにも、今日、現在までにもこの記事に関しての患者様とのトラブルはございませんが、いわれのない誹謗中傷の記事によって、職員はもとよりこの病院をかわいがっていただいております多くの町民の皆様が少なからず悲しい思いをされたのかと思いますと、非常に無念であるし残念でございます。

公党の機関紙ということでございますので、事業主体である県の見解を求め、間違いがあれば機関紙をもって住民に訂正と病院へのおわびの掲載は当然のことだと事業管理者としては考えております。

2番目の、鳥取県自治体病院補助金交付要綱について、県の法制室等の意見を問うということ

でございます。これにつきましては、県の法制局等に見解を聞いてみまして、3月議会では私ども病院事務部の職員が民生常任委員会に出席し、要綱を配付の上、南部町が県の補助金を超えて負担する、いわゆる上乗せ補助で、そういうものではないことを申し上げてございます。

その理由といたしまして、毎年行われます県への実績報告で指摘を受けたことはございませんし、また、この要綱には町の義務負担額に対する記述はどこにもございません。したがって、負担をしなければならないという解釈自体に無理があるというふうに考えております。

私どもの議会説明を信用いただけないことが発端でございますので、疑義をお持ちの団体または個人が直接聞かれるべきではないかと考えておりますし、さらにその結果は広く町民に公開されることを希望しております。

3番目でございます。一般会計から裏づけのないお金を出したことがあるのか問うということでございますが、一般会計からの繰出金について裏づけのないお金をということでございます。これは平成21年度までに一般会計からの繰出金で補助金、交付税等、町への歳入財源のない純粋な一般財源の繰り出しは一切ございません。去る3月議会で決定していただきまして、22年度から初めていただくということになったわけでございます。

最後でございますけども、西伯病院は地域医療の中核であることは申し上げておりますが、それと同時に地域における経済効果も担っております。年間約20億円の経済規模は、1日当たり約550万円になります。食材、燃料の購入を初め、病院に関する業務に多くの住民の皆さんがかかわっておられます。さらに、医療機関は進出企業、Iターン、Uターンを希望する方にとりまして重要な選択要件であり、将来の町の発展にとりまして病院の存在は欠かせないものだと私は自負しております。

このように、複合な機能が病院にはあることを、議会を通じて住民の皆様にも改めて御理解をいただき、御支援を賜りたいと思っております。私たち西伯病院の職員は、在宅、メンタル、ITをキーワードといたしまして、良質な地域医療を今後ともに継続的に提供するためにさらに努力をしております。議会を初め、住民の皆様の御理解と御支援を改めてお願いする次第でございます。

これもちまして、事業管理者の回答といたします。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 再度、病院にお聞きいたします。こういうチラシが出るからには、私が最初、冒頭言いましたように、調査して発言なしという私、理念がございます。また、普通の、一般の新聞記事でも裏をとりますね。ちゃんと本当かどうか確認をしながら、当事者に確認

しながら記事は出ます。これは本当かどうか今まで、この記事が出る前、また出たからでもいいです、病院に対して調査がありましたか。

○議長（石上 良夫君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 事務部長、陶山でございます。この記事が出る前にはごさいませんでした。記事が出た後には、私どもからも、ある議員には違うんじゃないかということをし上げましたので何点かの話はありましたけれども、記事が出る前に確認はありませんでした。以上です。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） このように、一つとってでもこういう大きなことになるときには事前に調査するなり、コメントを求めると思います。これが一切ないと。植田議員の一般質問のときでも自分の解釈でやっておられるんですね。今まで、ほんなら議会でそのようなことが、間違ったことが言われてるかどうか確認したいと思います。

これは委員会、また本会議等で私たち同僚議員がいろいろ質問したと思います。これが恐らく資料のもとになってるんじゃないかと思う。最初に、3月議会のときに町長が施政方針で初めて今回の1,900万、言われました。これに対して、執行部というか、病院は説明されましたね、議会に対して。要は、鳥取県自治体病院補助金は、町から病院へ単独補助を前提とした上乗せ補助ではありませんと。この補助金の必要条件とかいろいろあったと思う。

要はどういうことかいうと、町長が施政方針演説で償還金の利息2分の1、これは本来しなければならぬ補助ではなかったかという質問だったと思う。この答えは、事務部長か管理者が答えられたと思う。これは議会で、本会議か委員会か、どちらでも答えられたと思う。それを町民にもう一度、わかるように言っていただきたい。

○議長（石上 良夫君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 事務部長、陶山でございます。補助金のこの要綱の考え方は、ここまで何回も何回も出てますんで、今さらと私も思うんですけども、町の補助金が病院にあることを前提に、県がそれをさらにそれに上乗せをするという補助事業ではないということをし上げました。いわゆる、上乗せ補助ではないんだということ。県からいただいたお金を、言い方悪いかもしれませんが、わかりやすく言えば、町が一般財源猫ばばをせずに、そのまま2分の1を上限に出すから病院の利息補てんに使えというもんだと私どもはっておりますし、言い方悪いですけども県もその考えで間違いはないというぐあいに担当もしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 私も何回かその話はお聞きしました。この件に関して、私も県に電話いたしました。同僚の、共産党の植田議員も県に、ちょうど前に植田議員からも電話があったということでした。それであんな、どう言って答えたのって言ったら、県の、要はルール分しか払ってません、それ一本で。

これじゃちょっとわからんと思って、初代の病院事業管理者に電話いたしました。そしたら、今のような答えが入ってまいりました。県は町に払いますと、町はその払った分はそのままそっくり病院に上げてねと。まだ余裕があればそれと同額ぐらいは出してね、そういうような、これは補助要綱ですと言われました。

それで、ほんならそっくりそのまま出したのは、今までもらってますですけど、町に、ほんなら相当余裕があれば出してねというところがひっかかりまして、今回の、この間の植田議員の質問のとき聞きましたら、町長はそのとおり、病院改築して次の年の払わないいけないときにちょうど三位一体改革でこの交付金がどうなるかわからん、交付税が。そういう状態で、町財政も大変厳しかったと。そのとき、まだ西伯病院には基金がたしか3億ぐらいでしたね、あったと。なら、そのぐらいあれば頑張ってみろということで出してないような気がしました。町長、これで間違いありませんね。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど申し上げたとおりでございますけれども、ちょうどその三位一体改革で交付税が大幅に縮減をされる、それから一方では病院には内部留保資金がそれなりにたまっておったということございまして、直ちに病院経営がどうこうというようなことではなかったわけでありまして。そういうことで間違いございません。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 町が1億9,000万、たまたもし払うようだったら毎月4,000万ですか、毎年ぐらい。これは、事務部長か管理者でもいいですけども、町の繰り出し基準には合致しておりますね。この項目は入っておりますね、こういう交付金については。

○議長（石上 良夫君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 病院の事務部長、陶山でございます。繰り出し基準はもちろんあります。公営企業法17条の2項の1号と2号の中にきちんと該当する項目でございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ということは、繰り出し基準に合致して、きっちりルールとして払える金であったと。本来の赤字で補てんする金ではない。

もう一つ聞きます。この文面見れば、すごく西伯病院が厳しい。前の管理者のときはいつも言っておられましたが、キャッシュフローの件を言われました。今、西伯病院に対しては、キャッシュフローは赤字なんですか。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 資本注入をしていただいております、今年度は大丈夫でございます。やっぱり内部留保も2億数千万程度ないと、ボーナスの時期に資金ショートは起こります。

ただ、従来からもだと聞いておりますけども、ボーナスのときには借り入れをして、そして収益がたまってまいりますんで返済しておるということで回しておりました。それが、平成21年度におきましては、借りたお金が返せない状況も起こったと。収入が2カ月おくれで参りますんで、そういうこと、厳しい環境にあったということでございます。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 確かに厳しかったかもしれませんが、公営企業法全適を受けておりますので、病院の責任においてそれはできたことでございます。それで、1億9,000万入れてほっとしたと言われましたけども、これも繰り出し基準に基づけば、当然出してもいい金だった。

今、西伯病院がそういう状態で厳しかった。中身はお医者さんが病欠したり。一番問題は病欠でしたね。お医者さんが1人、休まれたと。これは1年間1億円も穴があいちゃうんですね。これが大きかったと。ましてや、このピラによって風評被害が起きればもっと厳しい状態になったと思う。こういう問題でした。

また、これは今、ずっとこのやりとりで大体わかりましたが、主に3月議会で質問があったのは、町が一般財源を負担していないのに県が補助金を出しているのはなぜか、これは今の説明でわかったと思います。県はルールで出してんだと。町はそのままトンネルで出してねという問題で、別に町が出さんでもええって思ってる。正直言ったら、今まで国から来ている交付金も、西伯病院がいつも黒字になれば別に出すこともないんです、一般財源に入りますので。それが厳しいからそのまま出してるだけの話です。

県が町の負担求めているのかという質問もありました。答えは、それはありませんという答え戻ってます。これは3月議会で、みんなここで討論していろいろ聞いた話なんです。それは日本共産党議員も聞いております。聞いた上で、自分の理解ができないか、わざとかどうか知らないけど、こういうことを書かれたんです。

それで、私は病院の関係者、またきょうのテレビを通じて、テレビを見られている町民の皆さん、議員にも言いたいと思います。訂正文を、また謝罪文を次回のなんぶ民報でもいい、早速出していた方がいいと思いますけれども、西伯病院の職員の皆さん、またテレビを見ている町民の皆さん、またここにおられる議員の皆さん、いかがでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）拍手ぐらいあっていいじゃねえか。（拍手）

私はそう思います。間違いは間違いなんです。今まで議会活動でやっておられたことを書けばいい。自分が勉強不足か、そういう調査もしなくてこれを出す自体、私は問題だと思います。これは、今回テレビ放送でしっかり見ていただきたいと思います。私に苦言を言われた方、よく聞いていただきたいと思います。この病院に関しては、以上で終わります。

続いて、カードの件ですね。もう一度お聞きします。納税のやり方がもう一つぐらいあってもええと思って、はっきり言って質問いたしました。これを鳥取県ではもちろんゼロなんですね。全国では少ししかないって言われましたが、全国で13市町村、村はなかった、市町があります。

その中で、三重県の玉城町ですか、これ、平成7年4月から税金、水道、その他全部カード払いしておられます。この玉城町をちょっと調べたら、うちげの町とあんまり変わらんですね、人口とかあんなのが。玉城町は、税金は軽自動車税、固定資産税、町県民税、国民保険税、料は水道料、下水道料、農業集落排水施設使用料、その他、保育料、町営住宅使用料、住宅新築等償還金、町営病院、ケアハイツですか、そういうとこまでカードでできるようにされたそうです。

この辺で一番直近は、近くでは、広島県の三次市、「みよし」だわな、三次って書いて、三次。これ、軽自動車税、固定資産税、市県民税、国民保険税、上下水道料、市立病院は、2008年4月から中国5県では初めて広島の三次市でやられております。

南部町は、クレジットじゃなしにコンビニ収納は県下で一番最初したそうです。すごく実績が上がって、今町長の答弁ではアップになってんですね、15%アップになった。そのようなことで、またこのクレジットカードを使うとポイントがたまって、使った人はすごく特典があるらしいんです。そのポイントと納税組合に出すその金の問題でもありますけども、税務課長、投資、これはシステム改修とかいろいろあると思いますけど、大体どのぐらいかかるものでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。システム改修費あるいは初期投資の導入、ランニングコスト等、情報センターの方に税のシステムを委託をしております、計算をしますと大体400万円ぐらいの投資になるのではないかと概算が出ております。このほかに、手数料等が発生するというところでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） システムで400万、それが高いか安いという問題もありますけども、このコンビニ収入でも、銀行で振り込むとたしか10円か15円じゃなかった、手数料。五、六円か。コンビニがたしか60円ぐらい。ぐらい払ってでもコンビニがふえよるといふ。カードのときはもっとかかるかもしれないけど、やっぱりポイントがたまるといふ魅力があって、これも若いお母さんから私、相談受けたんです。全部カードで決済する方にして、これがこんなすれば私、すごくポイントがたまって、マイルがたまるって言ったね。そんなら、そういうことも南部町でも考えたらおもしろいな。町長の答弁では研究して検討するってことでございましたが、もう一度、前向きな検討をしていただけますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。新聞によりますと、金融機関のATM、ネット銀行を利用して地方税や公共料金などを支払うマルチ決済ネットワーク、MPNということだそうですが、国保税を収納している市区町村は12団体となっております。

こういう変わった努力というんでしょうか、収納の努力なんかをすれば、例えば国保の場合なんかは特別調整交付金の対象になったり、いろいろするわけです。ですから、そういうことは大いに検討してみたいけんというように思っておりますが、コンビニの手数料負担が1件当たり市区町村平均58.88円、58円、約60円近いわけですね。それから、さっき言いましたシステム改修などの初期費用がそれなりにかかるわけです。そういうことが課題になっております。MPN、マルチ決済ネットワークを使って地方税を収納している市区町村が21団体、クレジット収納は18団体でございます。結局、手数料と費用対効果が導入の課題になっておるといふ報道がなされておまして、まさしくうちの場合もそういうことが課題であります。

ただ、コンビニ収納を始めたら非常に人気がよくて、県内外の市区町村から問い合わせもあるということございまして、これから大いにまた広がっていくのではないかとこのように思っております。このクレジットでの納付方法についても前向きに検討してみたいというように思っております。

結局、クレジットで税金とかいろんなものを払っていくということは、ポイントはたまりますけれども加入者も負担がかかりますので、コンビニ収納とはまた若干意味が違うのではないかと。ポイントはたまっていいわけですが、これは結局だれが払うかといえば町であり、加入者であるわけですから、双方がそういうことをよく理解しながらこれは取り組まないとけんことではないかなというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） 僕も勉強しとる割には、恐らく町長も税務課も同じようにこれに関してには勉強しておられると思います。我が町がコンビニ収入で先駆切って、ほかの町村も倣えでどうもいきよるみたいです。それで、コンビニ収入も実績が上がりよるみたいです。同じような初期投資なら、納税者ももう一つ納税する選択を一つふやすってのもまたおもしろいというか、滞納というか、回収というか、そういうのが便宜を図るんじゃないかなと思っております。ぜひとも前向きの検討をお願いしたいと思います。

時間もまだ 8 分ありますけども、最後に日本共産党さんに、あくまでもこういう質問はしたくないんですけども、こういう自分やちが出されたことの機関紙に、再度訂正文と謝罪文を町民の皆さん方にはっきり言われて、また、こういうことを今後書かれるときには事前に当事者に調査をして了解を得、またきちっとしたことを出していきたいことを望んで、希望いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で 9 番、細田元教君の質問を終わります。

これもちまして通告のありました一般質問は終わりました。

これにて質問を終結いたします。

日程第 4 請願、陳情委員会付託

○議長（石上 良夫君） 日程第 4、請願、陳情の委員会付託を行います。

6 月 1 日に開催した議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりでございます。担当する常任委員会に審査を付託いたしますので、報告いたします。

ここで休憩をいたします。再開は 2 時 5 0 分。

午後 2 時 2 8 分休憩

午後 2 時 5 0 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

日程第 5 議案に対する質疑

○議長（石上 良夫君） 日程第 5、議案に対する質疑を行います。

17 日に質疑保留のまま議事を継続したことにより、引き続いて質疑を行います。

議案第41号から議案第49号までを一括質疑を行います。

質疑に当たりましては、ページ、項目等を明示して行われるよう望みます。なお、質疑は本会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。

あわせて、所属委員会の所管事項は委員会で十分聞き取りができますので、所属委員会以外の質疑をお願いいたします。

それでは、議案第41号、南部町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 先に進みます。

議案第42号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 初日の質疑でも若干お聞きしたんですけども、再度。今回の税率改定によりまして、初日に答弁いただいたのは所得割とか均等割とかという、それぞれの税率について説明いただいたんですけども、全体として今回の税率引き上げが前年分に対して平均どれだけの率で変化が起きるのかという点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後2時52分休憩

午後2時52分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。トータルでの税率がどの程度影響するのかということでございますが、まず、トータル、所得割では前年度が100分の8.37でございまして、改正が100分の8.77、0.4%のアップでございます。100万円の総課税所得金額でいきますと4,000円アップになります。

資産割でございます。21年度が100分の40.79、22年度が100分の40.79でございまして、増額はございません。

均等割でございます。これは被保険者1人当たりの金額です。平成21年度が3万3,700円、22年度が3万3,800円で、1人当たり100円のアップになります。

それから、平等割、1世帯当たりの金額でございますが、21年度が2万5,300円ござ

います。22年度が2万4,500円でございます、800円の減でございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 初日の質疑でもそのように答弁はいただいたんですけども、私がお聞きしたいのは、平均所得でもいいんですけども、これが実際に同じ所得を比較した場合に、それが具体的にはどういう変化になるのかということがわかるとイメージがつかみやすいんじゃないかということで、具体的な一つの例として、そういう試算をしておられませんか。その点、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。例示といたしまして、1番目、条件を申し上げます。年齢40歳未満の夫婦と子供2人の4人家族でございます。夫が200万円の所得で妻がゼロ、固定資産税額が12万6,000円の家庭でございます。平成21年度では基礎課税額が17万300円と、後期高齢者支援金等課税額が10万5,700円で、トータル27万6,000円でございます。現行の、今提案をしている22年度の基礎課税額が18万7,600円と後期高齢者支援金等課税額が9万3,700円で、トータル28万1,300円となります。前年度に比較いたしますと5,300円の増加になります。

それから、2番目でございますが、条件を申し上げます。年齢40歳以上65歳未満の夫婦と子供2人の4人家族でございます。所得、夫が200万円、固定資産税12万6,000円の家庭でございます。平成21年度の税額が、基礎課税額がトータル17万300円でございます。後期高齢者支援金等課税額が10万5,700円でございます。介護納付金課税額が5万8,400円で、合計33万4,400円になります。22年度の提案しています改正ですが、基礎課税額が18万7,600円と、後期高齢者支援金等課税額が9万3,700円、介護納付金課税額が5万9,400円で、トータル34万700円でございます。前年度に比較いたしますと6,300円のアップになります。

例題を2つ申し上げました。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに、42号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 続いて、議案第43号、南部町営住宅条例の一部改正についてはございませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ちょっと何点かお聞きしますので、よろしくお願いします。

この議案に示されているのは、昭和43年建造の町営住宅なんですが、これが10戸あった分が取り壊し廃棄によって2戸になったということなんですね。つまり、8戸がもう廃棄されたと、取り壊されたということなんですけども、建物はなくなったんですけど、土地はそのまま存続するわけなんですけども、今後についてこの土地をどうされるのだろうかということが1点。それから、2戸残った分が、これがどういう扱いになるのか。このまま町営住宅として当然残ると思うんですが、どのような状況なのかということ、この2点についてお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 建設課長です。このたび10戸あったものを2つ、2戸残っておりますが、8戸は5月末までに解体工事を終了しております。今、測量を、現地の実測をしております。面積を確定した後は、8戸、取り壊したところを区画をもう一回つくり直しまして、譲渡、払い下げをしたいというふうに思っております。

あと、残りまして2戸につきましてですけれども、実際住んでおられまして、将来的には本人さんの意向もありまして、払い下げに応じるという話は聞いておりますけれども、いろいろその条件のところはまだ折り合いがついておりませんので、現在は払い下げに向けての協議中、交渉中ということになっております。したがって、取り壊したところは区画を再度取り直しまして払い下げと、それから残っておりますところは今住んでおられる方と払い下げの話をつけて払い下げていくという形で、最終的には町営住宅というものは廃止していくという格好で考えております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ありがとうございます。土地のことなんですけども、実測して払い下げということは、つまり宅地として売り出すというぐあいに受けとめていいんでしょうか。普通、払い下げということになりますと、住宅の今までの払い下げの例からいいますと、住んでる方に優先的に出して、それで折り合いがつけば払い下げということになったのが通常だと思うんですけども、今回はフリーで実測されて、宅地として出されるというぐあいなんでしょうか。そのことについて、1点だけお願いします。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 建設課長です。今住んでおられる方とは、払い下げという形で御本人さんにお渡ししたいと思いますが、更地になっている部分は区画を切り直して、譲渡、売り渡

すいう格好にしたいと思っております。その手法はいろいろありましようけれども、今のところは再区画編成をして売り渡すということにしております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 2点だけ、よろしくお願いします。第1点は、この今回、8戸の取り壊しで、それまで住んでおられた方がいらっしまったのか、いらっしかなかった、空き家になっていたのか。そして、もしその時点で住んでおられた方がどういうふうに、どうされたんでしょうか。町として、そのあたりの住んでいる方の面倒といいますかね、お世話といいますか、そのあたりがどうなったのかということ、1点お聞きいたしますことと、それから、2点目は、今回壊した8戸分の土地を、区画を切り直して払い下げという話ですけれども、町としてはこの町営住宅で、今まで戸数がずっとあったものに対しては、今後基本計画としてどういう考え方で公営住宅を維持管理といいますか、公営住宅政策としてどのように考え方を持っておられるのかということ、2点、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 10戸ありまして、現で住んでおられるのが2戸分です。8戸のうち3世帯が21年度に城山住宅に入ってもらいました。8戸のうち3戸が城山住宅で、残りの5戸は政策空き家で空き家になっておりまして、この計画、取り壊しが決まった段階から空き家という形で、順次そういう形で、入居を募集しないという形で空き家にしてきましたので、実際は21年度に3戸の方に移ってもらって8戸を取り壊したという経過です。

それから、将来的に町としてはどういう住宅政策かということですが、こうした43年につくりました、老朽化した施設というのは、こういう形で城山のように建てかえたところに移転なりをしてもらったりしておりまして、ほかにも町がやっております法勝寺ですとか菅田だとか、いろいろ新たにしたり改築したり、直したりしてきたところありますので、こういうふうに取りやめていくっていう考え方じゃなくて、公営住宅法にのっとって経営はしていかないけんと思っています。このたびの、ここの鴨部団地につきましては、老朽化等も甚だしくて、城山住宅もつくりましたんで今回は、この住宅は廃止の方向でやりますけれども、ほかについてはそういう形では今のところ考えておりません。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） もう少し明確ではないと思うんですけども、やはり公営住宅の政策、今現在、かなりの数がありまして、順次老朽化もしてくると思いますし、町民の要望としてこういう公営住宅の需要と、それから町としてどの程度の数を確保するのかというあたりで、も

う少し明確な回答があればよろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 今のところは現状でいきたいと思っております、廃止するか新たに作るのかということでは考えていません。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 続きまして、議案第44号、南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第45号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第1号）について、ございませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 1点だけお聞かせください。補正予算書の15ページの9の教育費でございます。学校給食費の一番最後のところで貸付金、学校給食物資買い付け運用資金貸付金となっておりますが、これはどのようなものかよろしくお願いたします。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） この学校給食食材の運用資金貸付金でございますけども、これは県の学校給食会の方に貸し付けておる貸付金でありまして、今回、今までが会計を通過していないか、ずっと貸し付けたままの状態になってしまったので、これを精算する形で年度更新をしていくということで予算化をさせていただきました。

○議長（石上 良夫君） ほかにございませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 2点ほどお聞きしますので、よろしくお願いします。同じ15ページの中で、教育振興費の中で、これ小・中学校の分ですね、使用及び賃借料で、法中がしあわせプールの使用料で3万9,000円上がってますけども、これは頻度というんですか、利用度というんですか、週1回とか年何回かわかりませんが、これがわかっておれば教えていただきたいというのが1点と、それから10ページなんですけども、10ページの財産管理費、いわゆる木製ペレットボイラーのことなんですけども、ここで使用料及び賃借料で土地借り上げ料として43万円、それから1段飛ばしてペレットボイラー用地として53万5,000円上がっておりますね。これは、面積がどれだけかということと、それから、一つは用地購入ですし、一つは

借り上げ料となっておりますね。これは、買収というんですか、財産購入すればいいんですけども借り上げで終わってるというのか、あるいは一時的なものなんで借り上げで終わってるのかということ。このことと、それからもう一つ、一番上です、委託料ですね。設置設計監理委託料となっておりますが、これは資金がN E D Oから入るということなんで、その関係でやられるのか、それともこの近辺のそういう設計の方にやられるのか、この点についてもお聞きしますのでよろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育振興費の使用料でございますけども、法中のプール使用料ということで、中学校の場合にはプールの授業というのが1年生と2年生の授業になっています。1年生が12時間、3時間が4日分、それから2年生が6日分、1時間が6日分のお願いを、予算を要求しております。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。10ページの財産管理費の木質ボイラーのまず使用料及び賃借料で、借り上げ料でございますけども、これは土地991平米を借り上げる金額でございます。借地という、地主さんの御希望がございましたので。

それから、17の公有財産購入費でございますが、これも隣接する土地でございますけども、107平米を購入するものであります。これは、地主さんからの購入してほしいという御希望ございましたので。

それから、13の委託料でございますけども、木質ペレットボイラーの設置設計監理委託料ありますが、これについては御指摘のとおり、全額補助で入るものでございますけども、具体的にこの設計監理については入札ということを予定しております。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 企画課長に再度お聞きします。借地料、借り上げ料ですね、これは町の意向としては本来はもう取得しておきたいんですけども、地主の方等の希望でこうならざるを得なかったということの結果でしょうか。その点だけお聞きします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。当初、地主様に御相談を申し上げた時点では、こちらの方で特にこうしたいということはありませんでした。御希望に沿うような形でという考えでございましたので。ただ、用地として使わせてもらえないでしょうかという気持ちは持っておりましたんですが、必ず購入というようなことにこだわっておったものではござ

いません。

○議長（石上 良夫君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 続いて、議案第46号、平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第46号、4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 済みません。ちょっと申しわけありません。

国民健康保険税の補正ですけれども、一つだけお聞きしたいのは、今回の税率改定によって予算の組み替えの必要があるかということをお初日の質疑で聞きました。そしたら、当初予算で皆さんから徴収する総額は、当初予算で既に前年並みを見込んでいるので、今回特に必要ないということの答弁をいただいたんですけども、私はそのときにすこやかな管理費のことについて、財政状況が厳しければ少しでも住民の負担を減らすために、今、すこやかな管理費の一部を国保会計で持っていることについて、その分を一般会計で繰り出して、住民負担の軽減をすることも考えたらどうかということをお言いました。

そのときに、厳しければそういうことも考えていくという答弁をされたと思ってますけれども、今回予算の組み替えがないということで、そういうこともないということになるんだけれども、その点について、補正される考えがあるのかないのか。その点だけよろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。今回の税率改定によりまして、予算の組み替えをいたしておりませんが、そのことについては療養給付費等、確定しない予算でありますために、また様子を見ながら12月補正とかで対応させていただくというような御返事を申し上げましたけれども、一般会計からの繰り入れにつきましても、既に3月議会で御承認をいただいている範囲内でまた様子を見ながら繰り入れ等行っていきたいと思ひます。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 続きまして、議案第47号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第48号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 議案第49号、平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）。
4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 1点だけよろしく申し上げます。今度の補正予算は、県道改良に伴う配水管布設ということで、1,710万円の補正ですけれども、これは御内谷地内の県道改良に伴う新たな送水管の布設ですね。そのことについては、御内谷から馬佐良へ越す水道をつないでいく計画の、これがこの予算で、この馬佐良につなぐ計画の全体の予算というのがよくわからないんですよ。今回のこの工事と、それから馬佐良を越して送水管をつないでいく全体の計画との関係で、どういう事業計画を持っておられますかということが一つと、それと今回、企業債の借り入れの部分で、上水道企業債と簡易水道企業債と2つ借りているんですよ。じゃないかと思うんですけども、その点の、この2つの借り入れというのがどう違うのか。ちょっと制度としての説明もあわせてよろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 上下水道課長、頼田泰史君。

○上下水道課長（頼田 泰史君） 最初の質問、全体計画の金額ということなんですが、資料を持ち合わせておりませんが、全体の計画といいますのは、朝鍋に新しい配水池、上野のあたりなんですけども水源をつくりまして、それから新しい配水池も朝金につくりまして。それから、ずっと水を最終的にはこの落合の浄水場まで持ってくるという計画にしております。

今回出しておりますのは、御内谷地内ということにしておりますけども、実際は御内谷の奥の部分の道が狭くなっている部分、馬佐良に越える部分の620メートルですので、金額を覚えてみませんので済みません、そういうようなことで、全体から思うと本当のわずかなものということでございます。

それから、起債の方なんですけども、これは文字どおり上水道に使う事業に使うものが上に書いてあります上水道の企業債ということで、下は簡易水道事業に使うための起債という区分になっております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ぜひ全体計画を十分に理解できてないので、まず朝鍋から馬佐良を越して落合まで持っていくということの全体の計画の説明をまずきちんとしていただく必要があると思いますし、それからそれによって今後、この企業会計がどうなるのかという問題も、大きな問題としてあると思うんですよ。私、水道がよくなることはいいことなただけけれども、それによってどういう、将来、水道料金にもはね返ることも予想されるようなことにも十分あります

ね。ですから、計画の全体像と、それからどういう実施計画を持っているのかというあたりの全体の説明を、ぜひよろしくお願ひしたい。

○議長（石上 良夫君） 議案49号、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第6 上程議案委員会付託

○議長（石上 良夫君） 次に、日程第6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、質疑保留のまま会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり連合審査を含め、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は、これをもって散会いたします。御苦勞さんでした。

午後3時20分散会
